

平成29年第2回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第2日目)

平成29年 6月15日(木曜日)

午前9時30分開議

第27 一般質問

○出席議員（10名）

1番	余湖龍三君	2番	川村進君
3番	西森信夫君	4番	堤三樹磨君
5番	西山由美子君	6番	上原豊茂君
7番	工藤弘喜君	8番	須河徹君
9番	河端芳恵君	10番	山田日出夫君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
副町長	佐藤明美君
総務課長	森谷清和君
企画財政課長	伊田彰君
町民課長	原口周司君
福祉保健課長	谷方幸子君
農林商工課長	遠藤琢磨君
建設課長	山内啓伸君
上下水道課長	山本正徳君
会計管理者	八鍬光邦君
教育長	林秀貴君
管理課長	森谷勇君
子ども未来課長	渡辺克人君
社会教育課長	高橋治君
図書館長	山田洋通君
農業委員会事務局長	中山信也君
農業委員会会長	清井敏行君
監査委員	山田稔君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	夏井宏樹君
議会事務局係長	中村隆広君

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 皆さま、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

◎一般質問

○議長（上原豊茂君） 日程第27、昨日に引き続き一般質問を継続いたします。

1番、余湖龍三君の発言を許します。

余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 1番、余湖です。一般質問通告書に従いまして行います。よろしくをお願いします。

社会体育ならびに社会教育施設の今後の近隣市町との相互利用について。

町の人口が年々減少する今、既存の社会体育ならびに社会教育の各施設の利用頻度の現状や今後の整備、建設を予定している施設の活用を考えるに当たり広域利用などの点を検討することも重要かと思えます。

先般の「スポーツセンター」の建設にあたり町民の方々から多く聞かれたのが「身の丈に合ったもの」との言葉だったと思います。「人口が少なくなるのだから今までよりも小さいものでいいのでは」「将来の維持管理を考えるとコンパクトに」などでした。しかし、それぞれの施設によっては活用する効果や将来性を考えると、そうできない現実もあると思います。今後、町内の各施設の利用にあたり近隣市町の住民の利用促進を図り、訓子府で不足している施設の町民の他町での利用を促すことにより、将来の人口減少に対する施設整備に方向性を示すことを感じます。

そこで何点かお聞きします。

一つ、今後、訓子府町で整備・建設を考えている施設はどのようなものをお考えかお尋ねします。

二つ、既存の施設でもっと利用促進を考えなければならないと思う施設は何かお尋ねします。

三つ、社会体育・社会教育の各団体の人数や活動状況を考え、他市町との連携の必要性についてお尋ねします。

四つ、将来的に各施設の他町村との計画的配置と相互利用の必要性についてお尋ねします。

よろしくをお願いします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「社会体育ならびに社会教育施設の今後の近隣市町との相互利用について」4点のお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

本町における社会教育・社会体育施設につきましては、学習・文化を目的とした施設は公民館や図書館など4施設、スポーツを目的とした施設はスポーツセンターや温水プール

など12施設、合計16施設を設置しており、町内外の多くの方々にご利用いただいております。

また、社会教育・社会体育施設のほとんどが建設から20年以上経過しており、将来的には、施設の大規模改修や長寿命化、建て替えなどの計画的な検討が必要となってきました。

まず、1点目の「今後、訓子府町で整備・建設を考えている施設はどのようなものか」とのお尋ねでございます。

今後、社会教育・社会体育施設で建設を考えているものにつきましては、スポーツセンターと青少年研修館、図書館の3施設でございます。

スポーツセンターにつきましては、今年度、解体工事と実施設計、平成30年度本体工事、平成31年度開館、外構工事ということで進めております。また、青少年研修館につきましても、老朽化やスポーツセンター建て替えに伴う配置計画などにより、スポーツセンターと合わせて解体し、建て替えを計画しております。

図書館につきましては、昭和59年建設以来、30年以上経過し、施設の老朽化や狭あい化が進んでいることから、スポーツセンター建て替え後に整備を計画しております。

その他の今後整備を考えている施設であります。冒頭にも申し上げましたが、ほとんどの施設が建設から20年以上を経過し老朽化が進んでおり、施設の長寿命化を図ることの必要性から、改修や修繕が必要であると考えております。特に、公民館や温水プールについては今後大規模改修が必要と考えております。

これらの改修や修繕につきましては、「第6次訓子府町総合計画」や「公共施設等総合管理計画」に基づき、整備計画を策定しながら進めてまいりたいと考えておりますのでご理解を願います。

次に、2点目の「既存の施設でもっと利用促進を考えなければならないと思う施設は何か」とのお尋ねでございます。

各施設においてはそれぞれの設置目的があり、身近な日常生活の中において生涯学習や生涯スポーツを推進するためにより多くの方に快適に利用していただけるような施設運営を行っているところであります。利用促進につきましても、すべての施設における課題と認識しているところでありますが、特に今回建て替えを行うスポーツセンターにつきましては、競技スポーツはもちろんのこと、健康の維持増進や介護予防なども施設運営の柱となることから、施設整備やソフト事業の充実などで利用促進を図っていこうと考えているところでございます。

次に、3点目の「社会体育・社会教育の各団体の人数や活動状況を考え他市町との連携の必要性」についてのお尋ねでございます。

本町におきましても人口減少や少子高齢化が進む中、各団体やサークルにおいては会員確保や組織運営などについての努力をしているところであります。また、一部の団体につきましても、町外からの会員が加入しているところもありますし、詳しい実態は把握しておりませんが、本町の町民が他市町の団体に加入しているケースもあります。さらに、町外の民間カルチャーセンターや民間スポーツクラブなどに加入している方もいるところであります。

こうしたことから、他市町との連携は行われているところでありますが、町民の多様な

ニーズに対応するためにも、学習・文化・スポーツに関する情報や、施設利用、指導者派遣、団体運営などについて、他市町との連携を図りながら支援を図ってまいりたいと考えております。

次に、4点目の「将来的に各施設の他町村との計画的配置と相互利用の必要性」についてのお尋ねでございます。

現在、本町の社会教育・社会体育施設におきましては、日常的に利用される身近な施設として、その時々々の住民ニーズに対応するかたちで計画的に設置、もしくは、廃止してまいりました。

現在、町内における施設の利用状況は、特に温水プールとパークゴルフ場、スポーツセンターなどは、町外利用者が大変多くあり、町営野球場につきましては、全道規模の大会などにおける北見市東陵公園野球場のサブ球場として近年多くの利用があり、また、逆に北見市をはじめとした近隣市町の大規模施設や特徴的な施設を本町の町民が利用する機会も増えております。

「施設の他市町との計画的配置」につきましては、本町の既存の社会教育・社会体育施設は、そのすべてが日常生活圏の中で子どもから高齢者までが身近に利用できる施設であり、現時点では町内になくはならない施設であると考えているところです。今後も、人口減少や少子高齢化が進行することが予想される中、将来的に町民ニーズや利用圏域で広域的な施設が必要となった場合は、他市町との広域的な施設配置について検討してまいりたいと考えております。

次に「他市町との相互利用」につきましては、住民サービスや利便性の向上のために施設の相互利用は有効な手段と考えておりますが、利用方法や使用料など他市町との協議の必要性もあり、今後、他市町との相互利用について調査研究してまいりますのでご理解を願います。

以上、お尋ねのありました4点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 質問に対する回答、細かいところまでありがとうございます。何点かお聞きしたいと思いますけれども、私の場合は四つふってありますけれども、別に順番にこうと考えていませんので、それぞれ順番が多少変わりますけれどもお答えいただきたいと思います。

まず今回この質問をさせていただいたということはですね、一番のきっかけはスポーツセンターが10月から使えなくなるというようなことで、私も剣道の大会をもっているものですから、このたび何とかやることをやりたいということで、置戸町に行きまして、置戸のスポーツセンターを貸してくれないかというようなお話をさせていただきまして、なかなか行ったときはどうしてというような顔をされまして、いろいろ説明して、そういうことなんですよというようなことで、日程調整として連絡をお待ちしていましたけれども、その後、返事がきまして、まあ使ってくださいよと。訓子府の公民館の方からも話がありましたし、不便の部分は使っていて構わないですよというようなことで、正式にはまだ決めてはいないんですけれども、お借りするというようなことで考えたわけなんですけれども、置戸と訓子府ですから、まっすぐ行っても20分ぐらいの距離の中で地元

の訓子府の人間が子どもたちとか父兄が置戸のスポーツセンターまで行って大会を見て参加してくるということに関しては多少、訓子府の地元でやることとは比較にはなりませんけれども、さほどの不便は感じないのではないのかなということを非常に感じました。そんなんでやはりこれからそういうようなことがスポーツセンターに関してはきっとこれ1年半かかりますから、いろいろとそういうことが増えてくるのではないかと思いますけれども、必要性を非常に感じました。それでさらに必要性を感じたのは、やはり今回、今スポーツセンターの話なんですけど、スポーツセンターのことに關しましても、訓子府は使えなくなるんですよと、そしたらその間の大会はどうするんですよということに関して、やはり個人的にですね、私は剣道ですから、剣道連盟としてお願いしに行っただけなんですけれども、やはりそういうようなときに行政間の中でそういう意思疎通があるということとは非常に助かる話ではないかと思います。まず一つ、そういうような面で、今回のスポーツセンターの話に関して、そういうような近隣市町に対する、そういう理解を得るとか、各団体がやっている大会はどうしたらいいとかというような対応というのはスポーツセンターとしては何かなされているのでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） ただいま、余湖議員の方からのご質問にありました近隣市町村への休館中の配慮のことについてのご質問かと思えます。置戸の方から問い合わせもありまして、私の方から団体のことについてはお答えをさせていただいておりますが、他にも大会等ございますので、団体の方からですね、聞き取りをさせていただいて、当初からの北見市ですとか置戸町さんですか、近隣の部分については、こちらの方から伺ってですね、当館のスポーツセンターが休館する事情とですね、近隣市町村にもうちの町民が利用するようなことがあるかと思うので、そのときについては配慮をいただきたいということですねお願いのご挨拶にあがろうと思っていたところなんですけど、ちょっとタイミングが遅かったようですので、大変ご迷惑をおかけしてとところでございますが、それぞれの施設の利用条件がありますので、それに合うようなかたちでうちの町の町民の方が利用しやすいようなかたちでですねお願いしてまいりたいなと思っておりますのでご理解願いたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 全く先ほど言いましたように、なかなか各団体が必要と思って貸してほしいなというふうにはぽつんとね、相手の方に行ってもなかなか話が通じない部分がございますので、そういう面で行きますと、やはり行政、今、課長がおっしゃったように課長の方からそういうような各団体と必要性を確認して事前に行政同士がそういうお話をもってもらおうということは非常に必要なことだと思いますので、ぜひこの1年半の部分に関して、まずスポーツセンターに関しては、そういうような措置をぜひお願いしたいと思えますのでよろしくお願ひします。

そんなことで今、スポーツセンターはそういうことなんですけれども、やはり今、お答えの中に今後とりあえず建設を考えているものはスポーツセンター、青少年研修館、図書館の3施設であるというような回答がありましたけれども、スポーツセンターについては、もう中身的にも決まっていますので、中身についてどうのこうのじゃなくて、今後の使用のことについては、いろいろ考えていただきたいと思えますけれども、まず青少年研修館

についてもお聞きしたいんですけれども、やはりこれも訓子府の町だけで考えますと、今までの実績からいっても、やはり青年団体が使うのがメインであって、その後に私も使わせてもらったことがありますけれども、少年団の合宿ですとか、そういう面での活用というのを考えて、きっと今後建設するものに関してもそういう面を両方兼ね備えたものとして考えているのかなと思いますけれども、まずその部分でいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） まずスポセンの閉館に伴う利用ということで余湖議員の方からご意見いただいたことで、余湖議員おっしゃるように、早急に各団体や少年団ともつめながら利用に不便のないように近隣町とも協議していきたいと思っております。

また青少年研修館のお話しをお伺いしたんですけれど、スポセンの配置計画とか老朽化に伴って、先ほどお答えしたように解体し新たに建て直すということで、各青年団体とも協議を数回行いまして、今のところですね、場所については公民館の裏側を想定しながら、施設規模については、今の青少年研修館をベースとした中で、それに多様化する部分も含めた中でちょっと付加していくようなかたちで、今の青少年研修館をベースとしながら施設整備だということでご理解をいただきたいと思います。それで今までも青年団体が主体的に活動の場として、拠点として使ってきた施設ですので、今後もそういうところを主体的にしますけど、今までの使い方の中で余湖議員からお話しあったように、例えば少年団の合宿とかでも使われて、一昨年までそういう活動はされていたんですけれども、その後ちょっと子ども会活動では使われているんですけれど、その後、少年団活動では使われていないということもございますので、それはまたご意見を聞きますと、老朽化しているとか、そういうところもありますので、そういうものも踏まえながら大きなそういう新たな機能ではございませんけど、そういう合宿機能も多少は加えた中で今後整備のことも考えていきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 青年研修館の話につきましては、今、教育長の方からそういう計画だということですが、やはり少年団等に関して、訓子府の場合ですと、少年団の合宿等の利用は多かったのではないかと思うのですが、子ども会とかも使っているんですけど、やはりあれだけ古くなって、ちょっと手狭感ありますから、そういう面ではなかなか最近では使えないようなかたちになっていますけれども、これもスポセンと同じとはいいませんけれども、やはり設置しなければいけないと。まず基本的には、つくる方向性でいるんだよということがありますので、やはりその後のできてからの利用を考えますと、やはりある程度、最低限、今までと同じぐらいの人数が寝泊まりできて活用できるようなものというの必要性を感じます。そうすることによって利用頻度というのは非常にあがってくるのではないかと思います。今、各よその町とかでも近隣でもスポーツ合宿とかいろいろやっておりますけれども、やはりある程度のきちんとした設備の中で2、30人の人間が本当にそこで一晩過ごせるようなかたちになれば、これまたそれはそれで非常に利用の目的というのは広がっていくんだと思うんですよね、やはりこれ中途半端につくっちゃいまして、基本的には青年が活動の場とするというのが主体になってしまいますと、やはり夏場の利用ですとか、そういうことで考えますと、非常に施設の効率としては悪いと思いますので、やはりせつかくやるんですから、そういう面ではきちんとしたものを作って、

ある程度の活用のできるものを作って、それこそ周りの市町村からの少年団が使ってもらってもいいですし、スポーツ団体が使ってもらってもいいよと、そういうことによって訓子府町に入ってくる人、訓子府を活用してくれる人が増えることというのも将来にとっては非常にいいことではないかと思うんですけども、そこら辺の考え方をもう一つお願いします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 主体的には青年活動の拠点として整備するということ、それをベースにしながら、そこに日中使わないときに、他に有効的に活用していただくということで、まずは青少年研修館の目的ということをご理解いただきたいと思います。そのような中で従前も例えば小清水の少年団が来て合宿したりとかというケースもありましたので、そこで有効活用できるようなことがあればですね、特に少年団の活動の中でそういうところが有効活用できるような施設の中で、例えばトイレの整備だとか、調理室の整備だとか、それは青年活動の中でも使いますので、それらも考慮した中での整備ということで有効的な活用を含めた中で考えていきたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 今、教育長がおっしゃったこと期待して研修館についてはいい整備をしていただきたいと思います。

もう一つお聞きしたいのが、これは建設を考えていない施設ですけどプールのことについてお聞きしたいんですけども、この返答の中に温水プールについては今後大規模な改修が必要と考えていますというようなことがありまして、これを言われちゃいますと、あまり私もちょっとこれが出てくるとは思わなかったんですけども、今、温水プールの利用というのは一時、通年でやっていたときと比べると人数が減っているとは思いますが、それなりになかなかいい利用がなされているのかなとは思うんですけども、実際のところどうなんでしょうか、町外からの利用というのは温水プールについてはどれぐらいの比率をもっているのでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） 温水プールの利用状況でございますが、最近では約2万人ぐらいになっております。町内、町外の分けですが、例年、開設当初からですが、大体半分ぐらいと、約5割ということで推移しております。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 確か聞いた話では、少年団あたりも置戸の子どもが何人か入っているとか、北見からも何人か来ているとかというようなことを聞いたことがあるんですけども、やはりこれだけの施設なんで、もっともっと利用してもらってもいいんじゃないのかなと思いますので、もうプールあたりについては他町村との利用促進的なことで、そういう取り決めとか案内とかの現状はどうなっているのでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） 他町との取り決めでございますが、特に他町との取り決めは行っておりません。町内につきましても町外につきましても利用料につきましても同じということでございます。なお、子どもたちにつきましても安くということになってお

りますので、その辺、北見につきましてはですね、逆に子どもたちとそれから高齢者は無料になっておりますが、うちの場合はちょっと有料でございますが、その中でも2万人近く推移しているということでご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 2万人という数字が施設に対してどれぐらい素晴らしいのかというのはすぐ現実的に私の方はわかりませんが、やはりあれだけの施設ですので、改修をいつどれぐらいしなきゃいけないのかということとはちょっと別にしておきまして、やはり置戸あたりは温水プールないですし、津別あたりもないですし、北見はねあるんですけども、やはりないところには積極的なアピールをして来てくださいという、何せ私は一番考えるのは置戸、留辺蘂、北見でも相内寄りとかね、あそこら辺は変に市内の施設を使うよりは、こちらに来た方が距離的にも近いですし、整備さえされていれば十二分に利用価値はあるのではないかと思いますので、やはりそういう今の時代ですから町民でなければだめだとかってね、そういうあれはなくて、やはり施設は使ってもらおうと。ただし、やはり逆に言いますとね、他町村の施設も使うということの利便性を町民に訴えていくことの必要性もあると思うんですよね、ですから、遠いか近いかは別としましても、冬になればスキー場は留辺蘂に行くとかね、たまには津別の山を借りるとか、そういうようなことで、相互利用をした中で利用しやすい状況というもの話し合いとかというのはあってもいいのではないかなと思っています。それともう一つ施設的に考えますと、パークゴルフ場ですよね、これについても実際のところ半分ぐらいがよその町村から来ているというようなこともありますけれども、これも現実、お金をとるようになってから、私もパークゴルフはよくやっていたので、お金をとるようになってから、本当に利用というのは少なくなったのは間違いないのではないかなと思うんですけれども、そこら辺、せっかくの施設なんで、利用してもらうことがまず第一かなという気持ちもありますし、町民以外の町外の方がたくさん来てもらうことで、パークゴルフあたりは特にそうだったんですけども、たくさん来てもらうことによって、飲料ですとか食事ですとか、そういう利用というのも町内にたくさんあったというのも確かなんですよね、そこら辺の把握というのほどそこら辺まで考えていらっしゃいますか。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） パークゴルフ場なんですけど、町内、町外の分けを利用状況の方ではちょっと把握していないものですから、担当の係の受付の方ではですね、大体3割ぐらい町外の方が来ていらっしゃるのではないかなということでは、おおざっぱですが、そのような状況になっているかと思っています。町外から来られるといろいろとコンビニエンスストアなど利用されているケースが多いという話も聞いておりますので、いろいろな報道、マスコミなど利用しながらですね、周知を引き続き図っていきたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） パークゴルフ場の前に前段、相互利用のお話があったので、ちょっと私の方からお答えします。スポーツ施設につきましては、やはりものによって、競技用のスポーツができるような施設と楽しむような施設というふうな区分が別れると思います。例えばプールの例でいえば、うちのプールは25mプールですので、例えば本当

の公式のプールでいえば50mプールとなれば管内では北見とか紋別だったかな、そういうところでの大会等の分けというのもあると思います。そのような中で今プールが2万人弱ぐらいの数で推移しているんですけど、昨年、北見市の温水プールが新しく開館しまして、私どもとしては、町外から半分ほどが来館されておりますので、その中では人数が減るのではないかとということも懸念したところですけども、やはりプールのそれぞれの特性があるということで、去年と今年については、まださほど減っていないという状況がございますので、それが例えばウォーターライダーとか流水プール、さらには幼児用のプール等のその特性を生かしながら町外にアピールしながらですね、その辺のところをやっていきたいと思います。また置戸や留辺蘂、津別は温水プールあるんですけど、確かに置戸や留辺蘂などではない。留辺蘂では競技用のというか、八方台のスキー場があるということで、私どもとしても、通常のスキー場であるうちの練習用と、例えばそういう先ほど言ったように大会用は留辺蘂なり北見市を使わせていただく。遠足用などでもうちの中では例えば留辺蘂とか行って使っておりますので、それらの町の特性を生かしながら、余湖議員おっしゃるように、それぞれの特性を生かしたような相互利用ということも今後考えていきたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 確かにいろいろな面でやっていらっしゃるのもよくわかっていますし、ただ、これからですね、もっともっとその部分を生かしていただくことによって方向性が変わってくるのではないのかなと私は思っております。要するにうちの町で今後これからまたプールが傷んできたんで、これ大規模改修ってここに書いていますけど、そんなにお金をかけてこれを直していこうということにはならないのではないのかなと、ちょっと思っているんですけども、今ある施設の状態でも十分に楽しむためのプールとしての活用は生かされていると思いますので、そこら辺をやはり宣伝して利用を図っていくということが大事だと思います。要するに黙って人はなかなか来ませんので、やはりそこら辺のところはいろいろパークゴルフについても温泉とのセットとかやっていますけれども、それがどこまで効果あるのかちょっとわからないですけども、もう少し人が呼べる方策を何か考え、新しいものを考えていくということの必要性はあるのではないかと思います。私は今、今回の質問に関しては、そういうちょっとしたそういうアイデアも大変必要なんですけれども、やはり行政間の担当者間の相互の話し合いの中でお互いに使っていきちんとしたかたちで使っていきける道というのの必要性を強く感じております。そこら辺のところの忙しい中でしょうけれども、そういう面での他町村との連携というのは必要になってくるのではないかと思います。施設に関してはあげていけば十何施設、社会体育、社会教育の中であるということで、とりあえず今三つが新しく考えているもので、その後については改修も考えているということですけども、やはりそういう改修もしないで、どこかの町にあるんだったらそれを使うような方向性を考えていくということの必要性をそういう相互利用ということの中で考えていけば大きな施設のための資金がいらなくなるのではないかなということも考えますし、そういうことの必要性が非常にあると思いますので、十二分に今後考えていただきたいなと思います。

それでもう一つ建設を考えています図書館も考えていらっしゃるみたい、図書館についてはもう随分前から建てなければということで土地もお買いになって大規模改修と増築と

いうことで考えていたんだと思うんですけども、今の財政状況とかスポーツセンターを作ったんで計画の中には入っていますけれども、年数についてはまだ言えないような状態にあるのではないかと思いますけれども、もう一度図書館についてはやはり前と変わらずの計画を持っていらっしゃるということですか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 余湖議員おっしゃるように、先ほどお答えしたように図書館については昭和59年オープンし、それ以来、多くの町民の方に利用されている状況でございます。図書館の今の状況では老朽化や狭あい化が進むというところと、新たなやはり図書館機能という、例えばITとか、そういうところ含めた中で、そういうニーズが高まってきた中で隣接する土地を平成23年と確か25年に購入して図書館整備に向けて条件整備をしていったところで、さまざまな要因があって図書館整備については今、先送りになっているような状況でございますので、私の方としては図書館については町民にはなくてはならない施設というふうに思っていますので、先ほどお答えしましたように、スポーツセンター整備が終わった後にですね、財政状況も勘案しながら図書館の新たな図書館づくりを進めていきたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 何を聞きたかったのかといいますと、時代が変わって流れも変わってきていますので、数年前に考えた図書館の整備というものが今でも生きているのかなということちょっと考えたんですけども、現状を考えてみますとね、貸し出し数の推移というのと図書館本館での貸し出し数の推移ですとか、蔵書の関係とかもありますし、今、教育長がおっしゃったようにITとかの関係でいきますとどうなんでしょうかね、私も図書館というのは非常に一時期といいますか、あるときに本当に必要な本があって、図書館にない本でも本当に2日、3日のうちにいろいろなところからとっていただきまして、非常に助かった思いをしております。そういうことの必要性というのは非常にありますよね、それで貸し出しのそういう相互の貸し出しの数とかもみせていただいても、まあまだ少ないのではないのかなと。ですから今後の図書館については蔵書をどれだけ持つのか。広さ的な面ですよねまずね、蔵書をどれだけ持たなきゃいけないのか、今までみたいにやはり何万冊も常時置いておかなきゃいけないのかなとか。それからそういうIT関係でそういうもののスペースは必要なんですけれども、実際に図書を置く部分が少なくなれば、そんなに大きな施設もいらぬのではないかなと。ですから前の計画でいきますと、本当に今のものプラス、横に建物を建てるというようなことで考えて、その当方で5億円とか6億円とかと言っていましたけれども、今いろいろなことを鑑みますと、今度つくるんでしたらきっと8億円とかというのではないのかなと私なりに考えていたんですけども、やはりそういう面を考えますと、そういう訓子府の場合、置戸にあれだけ立派な図書館がありまして、いろいろな面の相互利用から考えますと、置戸町の図書館との協力を相互利用を考えて進めていきますと、今考えているほどの大きな図書館ですとか、そういうものは必要性がないとはいわないですけども、やはりどこかでもまんしなればいけないので方向性を考えなければいけないと思っておりますので、そういう面を考えていきますと、今よりも縮小した中で利用の方法を考えるというようなことは考え方を考えるというようなことはできるのではないかと思いますので、そういう見直しとか、そういう考え方を

検討したことはあるのでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 図書館長。

○図書館長（山田洋通君） 今、余湖議員からの計画の見直しということでのご質問等ですね、図書館の考え方についてのご質問がありました。

まずですね、当初の整備基本計画が平成27年にまとめまして、実際、整備の着手というのがまだ明らかにできていないという段階でございますので、実際に整備に取り掛かる際にはですね、またあらためて以前の検証、計画の検証も含めながら考えていくということに当然なると思います。ただですね、これはそもそも図書館ということになりますけれども、図書館といいますのは、まず町民が本と出会う本棚という役割、そして子どもたちにとっては読書の楽しさや喜びというのを感じてもらう役割、そしてまた町民が集まれる居場所としてのコミュニティという役割もございます。本町の図書館はですね、現在は市街地の中央に位置しております。近くに公園とか各学校も配置されまして、町民皆さんが気軽に立ち寄れる場所に立地して図書館をご利用いただいていますし、また図書館は地域の情報の拠点として町民が求める資料を集めて提供するなど、さまざまな機能を果たしてきたものと考えております。この相互利用の関係でいきますと、確かに北見地域1市7町では、北見地域のネットワークということで図書館同士の資料貸借の取り決め、また住民の相互利用の取り決めというのがございます。ですので、現在も訓子府の町民が北見市の図書館や置戸の図書館、また逆に町外の方が訓子府町図書館を利用いただいております。ただですね、やはり相互利用という部分は全体の図書館活動、利用の中のごく一部ということになります。ですので、あくまでもいわゆる図書館活動を展開していく上での補完という部分で相互に補いながら活動をしているというところでございますのでご理解願います。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 現在はそういうふうに行っているというのはよくわかっております。非常に私も助けられた場面がありますけれども、やはりこれからですね、やはり町の財政等を考えていった中で図書館に何億円かかるというのは当時その考えるときの首長がどういう判断をするのかというのが非常に大きなところですが、やはり今、ある程度、今回お話ししたのは27年にできあがった計画の中では今までの流れをみたなかで、そういうものが必要なんだよということで当時5億円だったと思うんですけども、それぐらいのものを必要なんだよといった、これぐらいの広さとこれぐらいのものが必要なんだよという計画を立てたんだよというのはわかりますけれども、今29年でこれはきっとスポーツセンターが終わってからですから、きっとあと5年ぐらいはかかるのではないかと思うんですけども、33年とか34年とかになったときに、じゃ今そのときの考え方でいいのかなと、やはり方向性というのは見直した中の方向性というのは出していかないと、町民の方も、いや図書館今までと同じようなかたちで考えているんです。スポーツセンターが終わったら図書館なんですよと。ある意味そういう宣伝されていますので、そういうふうなことを考えていらっしゃる方もたくさんいると思うんですけども、それにしても同じことで考えたのはきっと7億円、8億円というお金になってくるんじゃないかと思うんですね。ですからやはりそういう面から考えますと、やはり今考え直す方向性もやはり考え直して将来に負担をもたないような、それこそ身の丈にどこが合うのかわか

らないんですけれども、やはりきちんと、そのとき、そのときで見直した中で考えていくべきではないかと思うんですよね、それでやはり方向性として、今、図書館というのはね、いい活動をされているというのはよくわかります。この間も各学校の図書に対する活動などで新聞に大きく出ていましたけれども、やはりそういうソフト面とか職員の活動面でのいい働きとかあると思いますし、そういう面での、今、学校図書とかね、そういうのも非常に充実させていっているのが確かですから、ですから図書館本館が確かに本と出会う場所とか子どもたちにたくさん来てもらう、コミュニティの中心だよという考え方というのは非常にいいことなのかとは思いますが、じゃあ本当にそのためにどんだけのスペースがいるんだよとか、具体的に考えたときにはちょっと考え方変わってくるのではないかというようなことも考えますので、やはりそれともう一つ今言ったようにお互い相互の中で利用の申し合わせをしているというような話もありますけれども、そうなればやはり訓子府の図書館、じゃ蔵書に関してはもうもっと減らした中で相互利用していこうじゃないかとか、そうすれば場所的にも少なくなる。本を保管するようなどころも少なくて済むのではないかとか、そういうようなことも考えていくべきじゃないかと思うんですけれども、そういう図書館のあり方全てたくさん本があっても町民が来たら何でも見れますよというようなところまでいくんじゃないか、やはりコミュニティの場所としての整備とか、そういうのが大事ななと思いますけれども、そういう蔵書の関係とかに関してはそういう相互利用の中でやっていくとかというような考え方もあるのではないかと思うので、やはりここら辺で1回整備計画というのは見直すべきではないかと思うんですけれども、いかがなんでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） うちに合った蔵書数かどうかというお話だと思いますけれども、先ほどいったように、それぞれの施設の中での役割というものがあって、例えば道立図書館と例えば最近できた市立図書館の蔵書数とそこに比べることは私たちの町にはならないと思っております。ただ、やはり総合利用だけで、そのことを補完できるかということにはなりませんので、やはりうちの町にあった蔵書数ということは今後やはり整理していかなければならないと思いますけれども、それと蔵書数が減れば例えば整備規模というんですかね、そこが減るかということにはなかなかない部分もありまして、例えば今の図書館を見ていただければ、本はもう縦にぎゅうぎゅう詰めるかたちになって、なかなか見づらい部分もございます。今の図書館はやはり見やすいような戸棚というのかな、という部分もありますので、例えばそういうことで例えば施設面積が規模が小さくなるということでは、これから私たちが考えているのはそういう図書館ではないということをご理解いただきたいと思います。

また余湖議員がおっしゃったように、やはり時代とともに、その流れというか状況は変わりますので、図書館整備が具現化するときにはこの立てた基本計画をベースとしながら、その状況に応じた中での計画の見直しというものももちろん図っていかねばならないと思っておりますし、それまでに先ほど言ったようなソフト面も充実しながら、より多くの町民が図書館に利用するような図書館整備づくりに努めてまいりたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） やはり今、教育長の返答はいままで考えていたこととしては非常に理解できる部分があると思います。ただ本当にこれからの財政とかそういうことを考えたときに町民の人口減、今から、先ほど言いましたように、これから5年たつのか、6年たつのかわかりませんが、その当時にできるもののことですから、やはり本当に理想的な図書館のかたちというのは考えていらっしゃることはよく理解できるのではないかと思いますけれども、ただ、やはりそれが全てやらなければいけないのかということだと思ふんですよ。そういうお金のこともありますので、そういうこともやはりあわせて考えていかなければいけない部分があると思います。ですから訓子府の場合はスポーツセンターについては非常に十二分な整備をされるようなスポセンになるんだと思います。これはこの近隣の他町村に比べてもひけを取らないもので、よその町の方もいつでも使ってくださいという調整の関係ありますけれども、使ってもらっていいような施設ということで、これはこれで訓子府町として目玉になるような施設になっていくのではないかと思います。ですからそれはそれでやはり十何億円かかってこれだけのものをしたんですから、そういう意味で利用していかなければいけないですけども、今後整備するものに関しては、私の場合は、図書館というのに対してね、別に理解がないわけではないんですけども、やはりちょっと考えた中で、そういうソフト面とかね、で十分な活動をして、その評価を非常に得られるような施設でないかと思ふんです、そういう広さですとか、蔵書の数ですとか、そういうことでこだわってお金がかかりすぎるなんていうことのないように理解を得られるような施設にもっていくべきではないのかと思ふとお話をさせていただきましたので、まだ時間のあることだと思ふので検討は非常にたくさんしていただきたいと思ふんですけども、やはりそういう方向性もあるのではないかと思います。それについてはもう考えてもらうということでもいいと思ふます。

要するに今後ですね、やはり施設整備に関してはやはり相互利用ということ先ほども言いましたように、同じ北見市でも留辺蘂から北見のあのプールですとか図書館に行くには訓子府に来た方が3分の1で来れる。そういうようなことの現実というのはありますので、やはりわれわれはそういうものを進めてもらって、やはり先ほど言いましたように、われわれ個人で何回も団体じゃなかなかいってもなかなか難しい、われわれが使いに行くというのも難しいことですし、向こうからも訓子府に来るといのはなかなか勇気のいることではないかと思ふます。やはりそういう面で行政の担当同士の話し合いの中でそういう方向性を作ってくれるのがいいことですし、そういう方向性の必要性を感じての質問ですので、そのことについては今後検討して悪いことではないと思ふますので、やっていきたいと思ふますので、最後にそのご返答をいただきたいと思ふます。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 図書館整備に関わる部分でのいろいろなご意見をいただきました。もちろん私、先ほど言ったことは図書館全てではなくやはり財政的な問題もございしますので、それらを勘案しながら、そういうバランスを考えた中の図書館整備に努めてまいります。

またスポセンや温水プールなど、私たちの施設の中で町外の多くの方に利用していただくような、今後、PRや利用促進につけて図ってまいります。

また余湖議員おっしゃるよう行政間の中でのそれぞれの施設の相互利用につきまして

は、例えば担当者レベルでの、うちのブロックの1市4町だったかな、のブロックの担当である協議会もございますので、それらの中でそれらのことも含めながら情報交換やそれらの相互利用についてのことについても協議しながら図ってまいりたいと思っていますので、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 最後に教育長ありがとうございます。できれば町長、通した中でこういうことについて何か一言まとめお願ひします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 余湖議員のご意見も率直なご意見ということで今後建設にあたっては一つの考え方として参考にさせていただきたいというふうに思ひます。

私の立場からいいますと、北見の市で設けるものと、うちの町で設けるものとおのずと規模は違ひ、全道、全国大会のやれるスポーツセンターが必要だと議員主張しましたけれども、それは違ひますと、われわれは身の丈にあったスポーツセンターが必要なんだと。それは身の丈というのはまずその前に最低限必要な施設とは何なのかと。役場庁舎です。学校です。そして公民館です。スポーツセンターであり図書館だと私は思ひます。プールという考え方もあります。しかし今、スケートリンクはもうほとんど北見にいつています。それから規模のレベルアップの高いものについては留辺蘂のスキー場に行きます。等々考えていくと利用者は自分たちなりにそのレベルにあったものの施設利用に懸命に走ります。これは今現実だなどというふうに思ひます。スポーツセンターでいいますと、私は身の丈に合ったといつてもほとんどの競技ができないということにはならない。だから最低バレーコート2面というのが基本だと思ひます。バレーコート2面ということはバスケット、バトミントンが大体の小規模の利用等には使えるんだと。その意味でのこの間の私どもの面積を皆さん方にお話しをして大体今までどおり、じゃ今度研修館だと。研修館も合宿できたらいいのではないかと。利用状況を考えると、それから財政状況を考えると、今の施設が一つのベースではないのかと。私どもは検討しましたと、旧堤商店、旭組等含めて使えないかと。有効利用できないかと。団体とも話し合ひをしました。そうすると車の利用、規模をどれぐらいにするのか、私は町長としては5千万円を超えることにはならないと。そうするとこの近郊でそういう土地の確保というのがどのぐらいのところなのかということに当然なってくるだろうと。図書館です。図書館は歴史的にみて、学校の近くで、そしてあの場所がいいというのが基本的な考え方であります。そして状況があつてスポーツセンターが耐震で早期にということもあつて図書館は待つていただきましたけれども、私は図書館もスポーツセンターと同じく基本的な面積というあると思ひますよ。それは少なくとも蔵書冊数が基本蔵書があつた図書館をやつたときには1億以内、そして5万冊と設定しました。今5万冊では小さな図書館でも非常に厳しいものがあります。だから今の図書館はおそらく8万冊、10万冊近いんじゃないかなということを考えていくと、他の町の利用とかということとは2次的なことでありまして、基本蔵書をどのぐらい確保できるのかということに現代的な視聴覚機能なんかをどうもたせていくかということがベースになってくる。そうすると今の図書館よりも縮小してということになるかどうかというのはこれからの議論だと私は思ひます。

それから他の町にあるからいいのではないのかと。しかし子どもたちが置戸へ行って本

を借りるということは物理的に非常に難しい。北見へ行って図書館を利用するというのも非常に難しいです。一時的に親に乗せていってもらったり、電話でお願いするということがあったとしても非常に難しい問題があります。地方自治体として最小限の必要な施設、そしてその規模というのはおのずと私は決まってくるものではないのかなというふうに思っていますので、その上で、前前町長が私が職員時代に公民館の予算は3億5千万円以内、図書館は1億円以内でやりなさいって、こう言いました。しかし図書館としてそれでいいかという、やはり職員と理事者との詰めがありますし、住民との関わりが出てきます。そういう点では私はこれからの施設というの、そういう住民と職員、そして議会の皆さん方とのまた私とのいろいろな詰めの中で施設建設というのはいきたものですから進めていかなければいけないのではないかというふうに思っています。設置者である町長としての基本的な考えはそのところです。

これから今、余湖議員から言われた自治体間協力の連携が必要だということと、縮小してもいいのではないのかということもよくわかります。それは財政状況と基本的なことをちゃんと押さえた中で施設の整備というのはあるべきだというふうに思いますので、これから私どもも含めて大いに議論し検討し進めていきたいと考えますのでよろしくお願ひします。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 最後に有意義な考え方をお聞かせいただきましたので、また今後の議題のもとにさせていただきたいと思ひます。

以上で終わらせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君の質問が終わりました。

ここで午前10時35分まで休憩といたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時35分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、2番、川村進君の発言を許します。

2番、川村進君。

○2番（川村 進君） 質問を始める前に通告書の訂正をお願いしたいんですが、だめでしょうか。

○議長（上原豊茂君） よろしいですよ、どこですか。

○2番（川村 進君） それでは、私の通告書の2の1の下から2行目「補助金の償還が終了」というところを「補助金や起債の償還などが終了」と申し訳ございません、直していただきたい。お願ひします。

それでは、質問を始めさせていただきます。

町長に公営住宅のあり方について、お尋ねします。

公営住宅のあり方について、次の点を伺いたい。

一つ目、西幸町の幸栄団地について、リフォームする住宅には低所得者向けが計画されているのか。また使用料の設定はどのようになっているのか。

二つ目、幸栄団地の新築部分は第6次訓子府町総合計画で示された人口減少を見越した上で計画したのか。

三つ目、現在、空いている日出団地の入居者を随時募集しているが、風呂（湯船）なしという住宅がある。昭和58年建設となっているが、建設時の補助金や起債の償還などが終了しているのであれば、使用料を安くしてもいいのではないか。

この3点お伺いします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「公営住宅のあり方について」3点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、1点目の「幸栄団地のリフォームする住宅には低所得者向けが計画されているのか、また、使用料の設定はどのようになっているのか」についてのお尋ねであります。

まずご理解いただきたいのは、公営住宅制度自体が、住宅に困窮する低額所得者に対し、国と地方公共団体が協力して、低廉な家賃で供給するものであり、本年度から実施するリフォーム住宅についても「近傍同種家賃」、言い換えますと「周辺の家賃相場」より安く設定されております。

家賃算定については、月額収入と住宅の改修費用など建築価格や経過年数、規模などにより決定されており、本年度改修予定の3LDKでは、最も所得が低い階層で約2万円と試算しており、現在家賃と比較すると4千円から5千円増となっております。

次に、2点目の「幸栄団地の新築部分は、第6次訓子府町総合計画で示された人口減少を見越した上での計画なのか」とのお尋ねであります。今回の幸栄団地整備は平成24年に策定した公営住宅等長寿命化計画に基づくものであり、総合計画とは若干数値は異なりますが、人口減少を見越し、公営住宅戸数を全体として245戸から222戸に削減する計画となっております。

幸栄団地については、3棟の新築と68戸中40戸を改修し、残りの住宅については状況を見ながら用途廃止することとしておりますが、現に居住している世帯の住み替え事業であり、現実的な対応が必要であることから、昨年度、新築した場合・改修した場合の大きさ別・所得階層別の想定家賃を示した上で全戸調査し、3棟11戸を新たに建設する計画としたところであります。

次に、3点目の「現在募集している風呂がない昭和58年建設の日出団地について、補助金や起債などの償還が終了しているのであれば、使用料を安くしてもいいのではないか」についてのお尋ねであります。公営住宅については、償還や耐用年数にこだわらず法の中で家賃算定することが義務付けられており、先に答弁したとおり、住宅の建築価格や経過年数などにより決定され、当該住宅の家賃を算定すると、最も所得が低い階層で1万1,500円となっております。

公営住宅として整備した限り、自由に住宅使用料を設定することはできませんので、ご理解をお願いいたします。

以上、ご質問のあった3点についてお答えをさせていただきましたので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○2番（川村 進君） それでは、このリフォームの件で、リフォームのやり方がどのよ

うになるかわかりませんが、私は昭和64年におふくろが末広の団地に入居しまして、その後、私がいなくなったり、いろいろしまして、私、平成8年に戻ってきました、そして同居しました。そのとき、私の住宅料は3千円でした。どうして3千円なのかはわかりませんが、安いもので私も驚きながら、ですから末広ひどい安いな、これはいいはと。しとしと雨が漏っても、少々風が入って冷たい風が入っても何も言わないで過ごしまして、平成16年に新しいところへ移れということで移りました。3千円でできるものであれば住宅のリフォームをしても当然それに近い金額で使用料は設定できるのではないですか町長どうですか。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 家賃の関係だったんですけれども、おそらく3千円で入られたというのは建て替えの前のあれですので、多分時期的にいったら昭和40年代の後半くらいに建った建物だと思います。それで多少家賃の算定の仕方というのは変わってはいますけれども、およそ建築の価格ですとか、あと経過年数で決まっていくという部分がありますので、おそらく昭和40年代前半の部分で川村議員が入ったぐらいの時代になったら大体これぐらいの3千円ぐらいの値段になったのかなというふうには想像はできるということです。それで今、入られているのはリフォームした後の家賃だと思いますけれども、これについては先ほど町長から答弁があったとおり建築、改修の価格ですとか、そういったもので家賃が決まるという仕組みになっていますので、その仕組みの中で決定した家賃ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○2番（川村 進君） これはね、私は前回、北見市では6千円の低所得者用の住宅があると。それで本町が高すぎて結局新聞もとれない、それから町内会費、先の女性議員から町内会費の滞納もあるというようなお話、事実です、これ。それで新聞もとれない。私は今でもとっていません。それで町長には私は末広町で私たちと友達、住宅の使用料があと1万円安ければ新聞もとれる、電気代滞納ない、水道代滞納ない、何も心配いらなくて生活できると。それで住んでよかったと言える町、それがこんな私ははっきり言いまして、これ新築したところへ移っていますから、リフォームではなくて、1万5,300円、今、それに駐車料500円払っている。1万5,800円払って、もうこれ滞納に近いですよ私は。今、議員やっているから何とか払っていつている。新聞は全然とっていません。それで私の近くで新聞とっていないところ5件や7件ではありません。3,007円でした。それが払えないんです。事実です。ですから公営住宅というのは昔私たちが聞いたときには安くて便利で住みよいというのが公営住宅。そう聞いて、それでできれば公営住宅の安いところに入りたいなという、それで私の道路挟んだ向かい側は2,300円でした。それは道から町に何か管理が移管された道営住宅だったということでした。これ2,300円でしたらわれわれよりもまだ700円安かったんです。そこに入っていた人たちは、いやこれはもう本当に助かる、楽でしょうがないと言っていましたよ。こんな家賃で、それで町からは広報も来る、何も来る、きちんと生活できると。水道料なんか一度もためることはない。それは家賃が安いからで、その家賃、それで私のおふくろは3万8,900円の月額年金でした。それで十分生活できるんです。3千円の家賃なら。家賃3千円、電気代2千円かかりません。ガス代2千円かかりません。水道料は下水道、水洗でないか

ら下水道使っていないから、水道料も2千円、そうすると9千円ぐらいで月、ですから何も町には迷惑をかけないんです。それで公営住宅の家賃滞納者はどれぐらいあるかと聞きましたら、あまり詳しいことは今言えませんが、相当ありますという。それはなぜかと言ったら家賃が高いからですよ町長、ですからこの西幸町のリフォームははっきり言って雨風をしのげればいいんです。ですから今の状態で外壁をきれいにして、中はクロス張り替え、そしてもしあまりにも寒かったら、はがしてグラスウールを取り替えて、そして天井裏、電気の配線に漏電がないように、きちんと点検して、それで今、聞いてみたら全て水洗便所に変えてあるという、であれば何もお金かかる場所はないんです、はっきり言って。それで私は建設課へ行って聞きましたら今度1棟4戸でどれだけのお金がリフォームにかかるんだと。そしたら1戸当たり600万円以上のお金をかけますという、そうすると4戸で2,400万円、2,400万円もなんでかかるんだと言ったら、あまりの説明はないけれども、そんなにかける必要はないでしょう、町長、はっきり言って。これは6千円から7千円の家賃で住める住宅を計画して、そうして住んでよかった町、少し、大変にいいのか、そういう町を目指す訓子府町であれば、何も1戸につき600万円のリフォーム料なんかかける必要はないんです。私はそう思いますが、町長、あなたは私がそう言って、新聞代払えない人、新聞とっていない人、これわざわざ私は道新へ行って聞きましたよ。そしたら道新は1,200戸、2千戸あるうちで1,200戸しか道新とっていない。それで読売と毎日ほとんどとっていないけれども朝日で1,650戸ぐらいだと。前回の質問のときいいました。結局なぜそうなるのといったら、所得がない上に3,007円というのが負担なんです。それに月々払っていく、いろいろなもの、負担になって年金3万9千円や4万円では暮らしていけない。かといって生活保護を受ければ、子どもたちが嫌がるから生活保護も受けれないと。ようやくと暮らして、どこに行くかといったら家賃の滞納にいくしかないって、それで家賃滞納したからって追い出されて出ていけとはいわれないんだと。そのとき、町長に考えてもらわなければならないといったら町長は身に染みて、その話を聞きましたと言ったはずですよ。であるから、何で1戸につき600万円もリフォーム料をかけてやらなきゃならないのですか。40戸ですか、これリフォームするのは。1年に1棟4戸やるったら2,400万円します。こんな必要がどこにあるんですか。はっきり教えてください。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） リフォームの考え方なんですけれども、いろいろな考え方があると思います。ただうちでは公営住宅長寿命化計画という中であくまでも公営住宅については町の財産というふうに見ています。それで今、昭和58年に建てた幸栄団地の10戸については、まだきちんと直せば20年、30年もつというふうに考えていますので、われわれとしては長寿命化のために、ある程度断熱も含めてユニットバスにしてというかたちで1戸当たり600万円以上かけるようなかたちで長寿命化を図っていくという考え方で整備をしていくということでもあります。確かに議員言われたとおり家賃がやはり上がるということでも現状でいえば、おそらく先ほど答弁したとおり4、5千円ちょっと上がるという方もおられます。それで1戸1戸私の方で中に入って話もしましたけれども、例えばうちでいいますと幸栄団地でいったら、ちょっと議員ご承知かと思いますが狭い、2DKの住宅も8戸あるんですね2棟ね、そうするとそこをリフォームした場合は大きい

やつに比べて4、5千円安くなるというのもありますので、そこら辺は特に今3LDKで
独り暮らしのお年寄りの方、年金暮らしの方いますけれども、そういう方はかなりやはり
5千円の家賃が上がるのが大変だということで調整して7戸について、この小さい方に入
れ替えるというような手続きもしております。ですからそういったかたちで一人一人に意
見を聞きながら対応はしているというところではあります。それと正直言いますと今のところ10
戸リフォームするという事になってはいますけれども、まだそれ以外のものは状況に応じ
て用途廃止するという答弁をさせてもらっていますけれども、ひょっとすると今言ったよ
うな川村議員がいったような理由でなかなかちょっと移れないという方もいるのかなとい
うふうに思っています。それについては現実的な対応というのは5年後以降にも話しながら
やっていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○2番（川村 進君） わかりました。ではね、日出についてお伺いします。日出の住宅、
今回、随時募集しているようですけれども、日出もやはり風呂がないということで募集し
ています。それで家賃はここにありますが、いってみれば所得によってといわれる
からあれですけれども、日出にはコンビニエンスストアもなければ商店もない。風呂もつ
いていない。そうするとそこで募集して入ったら、結局どうするかといったら風呂は仕事
が終わって帰ってきたら風呂よそ行って風呂行かなければならぬ。で、何か簡単なものを
買いたくてもそばに何もなければまた出かけて買い物にいかねばならぬ。そういう
ところ、何でこんな高い値段で募集するの。はっきり言うけど日出なんか募集したらいけ
ないよこれは。だって住んでもらったら迷惑かかるばかりで、何で空き家にしておけば
いいじゃないか。何のためにこれ2万、最高、これ所得によってだけれども、日出の場合
は日出11号というところは1万2,400円から1万8,400円となっている。これ
はね、1万8,400円、それで所得が15万8千円以下の者は公営住宅入れませんと建
設課では言っているね、そしたら1回家に帰ってから今度お風呂に行かなければならぬ。
それで私の友達が日出に住みました。つい最近。それで2万5千円の家賃がきつくて、公
営住宅安かったんだぞといったら、風呂ないところに入って、息子は留辺蘂の土建屋に勤
めてたと。おっかあは町内の何か掃除をやった。おれはちょっと足が痛いからまだあま
り仕事はできないけれども。そしたら風呂お前どうするんだといったら、息子にお前仕
事帰ってきてから風呂へ行け、ほら食事がどうの何がどうのというのどうなるんだ。だ
ったら日出なんて募集するんじゃないよと。そしてこれね、はっきり言うけどね、あ
なたはどういう考えでね、道新に出してもらったかわからない。道新にも募集の要項が出
た。私も見た。そのときにね、出すのであれば、少しいいねっていうね、それを目標にし
てがんばっている町です。住んで少しいいねを探してください。訓子府町ではこういう住
宅に住んでくれる方を募集していますとかね、やわらかい、かわいらしい言葉で募集しな
さいよね、それがお前むちゃくちゃだもんお前、家賃だけは人並みにとるわ、コンビニ
もなければ、風呂もない。そんなところ募集するのもう少し考えて、できるんならねユニ
ットバス、日出につけなさいよ、どうだい。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 道新につきましては、あくまでも私どもからお願いした記事
というかたちで出させていただいておりますので、そこら辺はちょっとなかなかやわらかい表

現にはしていただけないというのが現状でございます。

それと日出の住宅につきましては、これちょうど昭和58年あたりから整備したということで幸栄団地と似たような時期なんですけれども、このころには国が住宅整備計画というのがあって、その時代、その時代にあった公営住宅が建設されたんです。ですからその時代というのはちょうど国でいったら第4次計画という時代でようやく公営住宅に浴室、浴槽ではなくて浴室というものが整備された時代だったんです。ですからこの時代に入った方というのは公営団地というのは最初から入っている方もいますけれども、日出も含めて自分たちでお風呂を買って整備して釜をつけて、そういったストーブも自分でつけて、そういった時代の建物だということで、日出についてはおそらく今の段階で入ってくる人によっては風呂がないままという方もいますけど、ほとんどの方は入居されたら自分で風呂を設置して使われるという方がほとんどというようなかたちになっています。それで家賃について、やはり先ほどから答弁しているとおりにこれも公営住宅ということですので、さまざまなやはりしぼりというか決まりがあります。これはうちの町で設定することではできないものですから、そこら辺はどうしてもこういう家賃になってはしまいますけれども、日出を募集して住む、住まないという選択肢はもちろん申し込みされる方にあるわけですから、そこら辺については申し込みをした中で入っていただければ入っていただくというような対応をしていきたいというふうに考えていますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○2番（川村 進君） 公営住宅、しぼり、しぼりと言うけれども、それでは一般の補助金はしぼりがいいのかい。ということは、幸栄線という道路をつけた。このときに今の教育長が建設課長だった。それで私はどうして工事が遅れてどうなったと聞いたら、芝生についている補助金はずれなければ芝生に手を入れられないから、これはもう少し遅くなりますという説明をしていただいた。そのときに芝生にも補助金がついてやっとなら公営住宅についている補助金だって芝生と一緒にはずれるのではないのか。公営住宅ががんじがらめでどうにもできないような状態でやっているのかい。芝生は幅員を広げるために芝生を削って道路をつけているよ、これは。だったら公営住宅だっておかしいじゃないか。しぼり、しぼりって。しぼり、しぼりってね、そんなのはね、融通利かせてね、何とか関係する役所へ行って、頭を下げて、外してもらって、やれるんじゃないのか、やれないかい。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） しぼりといっているのは法律のことです。公営住宅法ということで中で定められているということになります。それでその法に基づいて、今でいったら改修も含めて、新築も改築も含めて45%の補助をいただきながら建築をしているということで、その中で家賃の算定方式というのも政令の中で決まっています。それに基づいてわれわれとしては規則の中で定めているということですので、それを破るということは、要するに縛りを解くということではできないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○2番（川村 進君） わかりました。融通が利かないと、要するに。融通が利かない、石頭ばかりがそろっているということだね役人は、それで結構。

それでは、三つ目の幸栄団地の新築について、町長お伺いします。

これはね、私は人口が10年後には1千人減るという第6次総合計画で示されています。そして、それを企画財政課長は説明の段階で何とか10年でその半数に抑えたいという説明でした。町は努力をしますといいました。それで今回その何かわかりませんけれども、「シトレイン」というところの「もりの風」ですか、あそこが10人ほど定住してくれて何か人口が10人くらい増えて5,100人を超えているという話で今日きちんと同僚に聞いてどういうあれだと聞いて、そのときに私はその従業員、理事長の三木君にお会いして「おいどうだ、従業員が集まらないとってたやつがどういうふうになったんだ」と言ったら、「いやもう苦労しました」と。「しかし何とか開園しました」と言って、「大丈夫かおい」と言ったら、「大丈夫です」と言って、そのときに、そのところでお勤めになっている方、訓子府町に住まないのか、住めないのか、それでこの幸栄団地に新築される、そういうものをここに充てるのか、それとも、でなかったらこんな新築なんてする必要はないと思いますよ。1千人もの人口が減って、どうにもならんでしょう、10年でどいったら、これ40年ぐらい使いますよね公営住宅は、そうしたら新築したといたって誰も入る人がいない、それを3棟も建てて、1棟7,300万円を超えるという、そうすると3棟で2億1千万円以上、2億2千万円に近いお金になるわけです。その45%、半分とみてね、半分が補助金ということであっても必要がないでしょう。住む人を探す方が大変です。どうしても新築されるよりもリフォームの仕方を考えて、そしてより安い家賃を設定すればなんぼでも北見から来てくれますよ、私の友達もいっていました。訓子府に住むんなら7千円か8千円の住宅だったら、おれは飛んで行って住むぞと。今2万5千円北見で払っていると言っています。2万5千円から7千円になれば1万8千円違うと年間18万円の差か21万いくら違う。すると私の安い年金でも何とかなるかもしれないと。だから家賃の設定というのをね、これは言ってみれば公営住宅法というけれども、そんなものに関係なく設定する考えを持ってもらわなかったら、これはどうも家賃が高すぎてね、2万円、2万2千円、今度のリフォームで、そんな家賃だったらね、これを7千円から8千円にするようにして、ちょっといいね！がいっぱいある町くんねっぷへ来て、ちょっといいね！を探してくださいとかいって募集してくださいよ。これ西幸町の公営住宅の新築は私は絶対いらんと思う。これははっきり言うけれども、2、3人の方と話したけれども、何この上お前、いっぱい募集していてまだ新築、いやそれが計画で、しかしお前今後訓子府町の人口どんなになって、そんなものばかり建てたら、それこそ第2の夕張、足踏み込んでいくのではないのかと。建物を建てるということは第2の夕張に近づくんではないかという、とにかく私はいらんと思っていますけれども、これはずっと続けていく。本年度が1棟、それで来年度1棟、その次1棟、そうするとこのリフォームは本年度は1棟、それで来年度が1棟、1棟4戸ずつやる、そしたら新しく入ってくれる人どうやって募集するの、ちょっと答えて。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 今、幸栄団地の住み替え住宅というんですけれどもそれをやっているのは、あくまでも幸栄団地の住み替えということです。あその団地がもう老朽化しているので、それを住み替えていく。それで本来は新築で建て替えていくのが本当なんですけれども、実際には耐震が終わった58年以降の耐震後の58年以降のやつをリフ

ホームを併せてしていく。それは一つには家賃対策というのもあるんです。やはり新築になるとかなり家賃が上がってしまうというのがありますので、新築と改修を並行してやっていく。今、議員言われたとおり今年度については新築で1棟3戸、改修で1棟4戸、来年度については1棟4戸、1棟4戸と、そういうかたちで並行してやっていくというようなかたちで進めていく。それで募集とかということではなくて、これはあくまで今、幸栄住宅に住んでいる方々が順番に中に住み替えていくということですので、そこら辺は募集するという考えはありません。それとあと新築した住宅というのは最近でいったら末広の住宅とかあるんですけれども、これについてはもう募集すればすぐ入ってくるというようなかたちでかなりニーズ、これは北見からも含めてニーズはかなり高いということでご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○2番（川村 進君） 甘い考えはこれは危険ですよ、はっきり言うけれども。家賃によって来るか来ないかね、新しいの新しいのなんていったら、リフォームしたときに入ってくれる人いないかもしれないよ。それでこれあなたは58年度にとっているけれども、これ聞いたところ54年度、56年度ですねこれ幸栄団地は。54年度、56年度という説明だったぞこれ、だから何かちょっと違うような気がするけれども、とにかく新築はいいと私はそう思っています。ですから住宅の事情は人口減少と企業誘致とそれらをマッチさせてやってもらわなければいけないとそう思っています。ですからこれはもう打ち切ります。住宅については。

それで今度は教育長にお伺いします。

給食について。

町の給食は幼児から高校生まで提供しているが、次の点について伺いたい。

一つ目、給食食材は地元業者から購入しているのか。購入価格の設定はどのように行われているのか。

二つ目、給食費の設定基準は。

三つ目、箸の正しい持ち方や食べ残しをしないなどの食事の作法やマナーなどについて、給食時に指導はされているのか。

四つ目、食事のマナーがよいことは、他人に迷惑をかけない、社会で評価される子どもたちを育てることにつながると思うが、そういった教育について、教育委員会、学校と各家庭との連携はどうなっているかお伺いします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「給食について」4点のお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

本町のこども園や学校などで提供する給食の役割については、栄養のバランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体力の向上などを図ることはもちろん、地産地消や食文化、生命、自然環境、社会性への理解を深めるなどの「食育」の生きた教材として活用されており、その果たす役割は大きなものとなっております。

このような役割を担う本町の一日当たりの給食の提供数は、こども園では約170食、各小学校では約240食、中学校では約140食、高校では約8割にあたる80食を町内の幼児から高校生に対し提供しています。

まず、1点目の「給食の食材は地元業者から購入しているのか、また、購入価格の設定はどのように行われているのか」についてのお尋ねがありました。

こども園や学校給食センターにおいては、牛乳や麺類、業務用の食材、共同購入品を除き、生鮮食料品等を中心に多くの食材を町内の小売店や専門業者などから購入しており、地元から購入できるものについては、極力、地元業者などから購入しております。

また、購入価格の設定については、共同購入品以外のものは、市場価格や店頭価格を参考に、事業者からの見積価格などにより、購入しております。

次に、2点目の「給食費の設定基準」についてのお尋ねがありました。

給食費の算定に当たっては、学校給食法に定める「学校給食実施基準」などにに基づき、児童生徒などの望ましい栄養量から、必要な食材を定めた中で、給食費を算定していますが、社会情勢や近隣の状況などを考慮した中で、毎年、学校給食センター運営委員会において、給食費の決定をさせていただいております。

次に、3点目の「箸の正しい持ち方や食べ残しをしないなどの食事の作法やマナーなどについて、給食時に指導はなされているか」についてのお尋ねがありました。

こども園や各学校の経営計画等の中で、食に関する知識や能力等を、その発達段階に応じて総合的に身に付けることができるよう目標を定めています。

その中で、給食を通し、食事のマナーである正しく箸を使うことの指導や食べ方の遅い子、偏食などへの指導、配慮についても、成長や発達段階に応じて食に関する指導として、取り組んでいます。

次に、4点目の「食事のマナーが良いことは、他人に迷惑をかけない、社会で評価される子どもたちを育てることにつながると思うが、そういった教育について、教育委員会、学校と家庭との連携は」とのお尋ねがございました。

食事のマナーを自覚し、身に付けることは、相手を思いやり、社会性を醸成する第1歩につながるものであります。

議員が言われるとおり、社会性を身に付け成長することは、子どもたちの将来の姿に大きく影響するものと考えております。

こうした子どもたちの食育については、家庭を中心としつつ、学校教育においても積極的に取り組んでいくことが重要であり、学校・家庭・地域が連携し、次代を担う子どもたちの食環境の充実に努めていくことが必要です。

こども園や各小学校では、食育に関する体験活動などを実施しているほか、管理栄養士や栄養教諭が専門性を生かしながら、学校給食や授業を通じて、食に関する指導を行っています。

また、家庭や地域との連携を図り、給食だよりや保護者の給食試食会などを通じ、家庭における食環境の充実にについて、広報活動や意見交換などを実施するとともに、地域人材を活用した料理教室などを開催し、子どもたちに食に関する興味を育む取り組みを実施しているところです。

これからも、学校や家庭との連携を図りながら、子どもたちの望ましい食習慣などに取り組んでまいります。

以上、お尋ねのありました4点について、お答えさせていただきましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○2番（川村 進君） 食材の購入について、地元から見積もりをしたり、入札をといましたけれども、お米の主食のことで町民の方から問い合わせがありました私に。それで教育委員会は何か「米太郎」という米を買って、それが減農薬であり、有機肥料栽培という売り込みでという、それでそれを一点に購入しているというふうにっていましたけれども、これは正しいのですか。そしてこれはもし「米太郎」というのは元々が私も別の種類だと思っていたら、ななつぼしだということですがけれども、これの田んぼの残留農薬と有機肥料栽培であれば土地の肥料の分析とか、そういうことされて、それ年々とってやられて、それで何か管理課長どうなの、高いんじゃないか、町で買っているのは道や国で指定してくる価格よりもどうなのこれ、ちょっと教えて、主食の米だけでいいから。

○議長（上原豊茂君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） ただいま、「米太郎」の導入に関するご質問がございましたけれども、「米太郎」の導入につきましては、平成19年から「米太郎」を導入しております。その前については学校給食会という、道内一円に食材をメーカー等の交渉をしながら価格の統一を図っている公益法人がありますけれども、そこから購入した経過もございますけれども、地元でとれる地産地消のお米ということで、先ほど議員がおっしゃいましたとおり減農薬ということで、国、道の定められている基準の3割程度の化学合成農薬を使用しない栽培方法で作付けされているということで導入をした経過があります。また価格につきましては、現在キロ329円で納入をさせていただいているところです。この価格について、ちょっと当時も現在も市場価格等を調査、見ているところですがけれども、同等品であります道産品のななつぼしのホクレン米などについてはキロ390円程度で市販されております。そういったことも考えながら、学校給食においては保護者にご負担いただいている給食費で全て食材を賄わなければならないという大前提がございますので、安全でより安価な食材を選択しているということでご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○2番（川村 進君） だとしたら、何か価格が変動するのはしょうがない食材は。だけれども米は291円でなくて340円を超えて買っていたんでないのかい本町は。そして特売価格といって全国規模で展開されているスーパーマーケットでは290円から300円以内で出てくる。それで町が50円程度高いものを買っているということで、何トン年間使うか。そうすると年間40万円も50万円も米だけで違うんでないかという疑問をもって、それを農家の方と話をしたことがある。これはね。それで管理課長のところへ行って聞いたら340円ですと言ったよね、それが329円だとしたらえらい下がったね、11円、私がそういったから下げたか。でも、高くても悪いかいいとかということよりも、やはりきちんと入札で町内に米販売の業者たくさんいる。その者たちにもみんな平等に入札に参加させて、その安いところから買わないといけない。ところが米太郎の生産5軒とかいっているけれども、やはりその者たちを地産地消という名でやるのであればね、やはり価格もね、それなりに安く、300円以内で買いなさいよ、それでなかったらね、やはりまずいよ、何トン年間に使用するの。今度は高校生の1日80食も増えたら、米食だけでなく、パン食もあるから違うかもしれないけれども、相当の数量になるのではないか、

どうだい、1年間にどれだけ使っているの。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） まず、「米太郎」のこども園から給食センターで使っている量につきましては、年間7.8t、7,800kgです。

それです、学校給食というのは、やはり安全で安心なものを供給するというのがやはり必要ですので、価格面だけでそれを総称できないということ。それと先ほど管理課長がお答えした「米太郎」の納入した経緯をお話ししましたがけれども、その19年以前に試行的に「米太郎」を使って、「米太郎」の安定的な供給と食味なども含めたら、やはりそこは問題ないということと、その当時、保護者にアンケートを行って、やはり安心できるお米をやはり給食の中で取り入れてほしいという結果もありましたので、平成19年から全量米太郎にもってきたということでございますので、今後も水田の振興も含めた中で、やはり本町の中で地産地消を進めることは、私は大事だと思っていますので、今のかたちを踏襲していくようなかたちをとっていきたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○2番（川村 進君） いやいいんですよ、それをきちんとして、残留農薬と肥料の成分をきちんとして教育委員会がやっているのであればそれでよしと。それがいいですよということです。ところが新聞報道なんかで愛知県なんかでは安い米を学校給食とはいわなかったけれど、あらゆるところの施設にはカビの生えた、賞味期限が切れてカビが生えたものが使われたとか、それからもう廃棄しなければならないものがどこかの倉庫から出て、そういうものが出てきて販売されてという報道がされて、そういうことがあってはいけません。そして今回の私の尋ねることは、「米太郎」については、「米太郎」という名前がよくない。ななつぼしならななつぼしでやらないといけないということ。「米太郎」というものだから、みんな間違っちゃって、訓子府町でそんなにいい米作っているのかと言うから、いや米太郎らしいと言ったら、なんだおい全然違うなっていう話。ところがまあまあまいぞと言うから、それもよし。ただ、はっきり言うけれども、やはり「米太郎」よりも全部給食に使う食材としての主食は入札で町内の業者からまんべんなく買うという努力をしてもらわないと、これはね、やはり、そして過保護になってはいけませんよ、農家5軒だけが過保護だよ、そんなこっちでいう値段でなくて、いい高い値段で、玉ネギ屋さんもいるし、ここにもいるよ、玉ネギ高く買っていないでしょ、みんな市販の相場で動いた買い方だよ、だったらやはり平等に町民にはね、そういう買い方をしていただきたいと思えます。

それでは、箸の正しい持ち方。

これね、この間、全国的にね、箸を正しく持てない子、そして先割れスプーンというのか、あれでなかったら食事のできない子どもがものすごくいるとって報道していた。それでも困っちゃって、何を考えたかという、スプーンを箸の持ち方のように使うスプーンを作ったと。そしてそれで食事をカレーでもなんでもね、させると。そうするとね、この指の使い方が箸を持つときと同じような作用をするから、ものすごくいいとって報道していた。だから本町では箸正しく持てない子いないかもしれない。だけれども常にそれは考えてね、やってもらわないとならない。そしてぼくらの全国に出稼ぎに行つてね、

何度もあっている。箸を正しく持てない。だからひやむぎだとかうどんを食べれない子どもがいっぱいいる。ずるずるこぼす、だから今度うどんやそんなもの、こぼれたものをきちんと始末できない子ども、そういう子どもを育ててもらったら困るからね、それで私は前回、全員みんな担当課長でなかったけれども言ったのは、回転寿司に行ったら、そして家族連れが座る席、私らもちょうど隣の席、向かい側に座ったら、子どもが流れてくるものにパフェとかプリンとかが出てくる。そしてそこに手がいくから、今食べているものを放り出して、そしてそこへっていう、そして母親や父親はそれを渡す。そうしたら喜んで食べる。ところが口の中に入れて残したものを、それを皿の上におかあさんがぼこんと乗せて、それを捨てるごみの方へいっちゃう。これは困る。これは前回も質問したときにね、教育長が違うけれども、これはまずい。こういう母親を育てるのはね、よくない。残ったものは母親が食べる。そういう習慣を付ける。それが家庭と教育委員会とね、連携できちんとやってもらって、これは恥ずかしいよ。本州へ行って私は出稼ぎへ行って、100人以上も同じ席で食事をする。会社の食堂で。そうすると私らは夏、暑いときにはひやむぎ専門に食う、そして※____、ひやむぎを持ってきても、ひやむぎをつかめない。ずるずる、そんなやつがそばにいたら、もう具合悪くて側で飯は食えない。いっぱいいるよ。

○議長（上原豊茂君） 川村議員、質問の内容をきちんと整理して。何を質問するのか。

○2番（川村 進君） 何を質問って、このマナーだよ。

○議長（上原豊茂君） マナーを言うのはいいけど、川村議員のいろいろな事例をこう出しても何を聞いているか焦点が合わない。

○2番（川村 進君） マナーで箸の持ち方がきちんとしていないと、そういうふうになるから、きちんと箸を持たせなさいということを行っている。

○議長（上原豊茂君） 箸を持たせることの何を聞きたいんですか。

○2番（川村 進君） だから箸を持たせない子どもは給食でどんなことをやっているかと。それは将来的に成人になってからまずいと。だから訓子府町の幼児教育、義務教育を受けて社会に出る、そういうときに訓子府町の教育はね、素晴らしいと言われるように人間をつくれということを行っているんです。私の言うのは。

○議長（上原豊茂君） それを聞きたいんですね。

○2番（川村 進君） 渡辺課長もあれだよ、子どもの未来を考えなきゃならないんだから、きちんと考えて、そして、もう時間ないんだろ。

○議長（上原豊茂君） だから言っているんです。

○2番（川村 進君） あと7分あるか。それであそこ見えないよ光ってな、全然、何分あるか。あと7分あるから。で、食事のマナーというのはね大切で社会に出てね評価されないから、側で飯を食ってくれる人いなくなる。それで本町の職員はみんな昼になったら家へ帰って飯を食う。ほとんど弁当を持ってきていないようだからね、そういうふうになったときにわからない。だから子どもたちのためにもね、きちんと教育という、教育でない、自然にね、自ら学んでもらう体制をね、何とか作ってもらって、そして教育委員会が存在する意味、今の状態で本当に存在感あるのかどうか。どこにいて、どんなことをやっているかわからない。だからこのマナーがね。

○議長（上原豊茂君） わかりました。川村議員、今聞きたいことはそのことですね、今、

※____…聴取不能

問うていることに対して担当者から回答いただきますから、よろしいですか。

○2番（川村 進君） 回答らない、らない。

○議長（上原豊茂君） 教育長から発言がありますので。

○教育長（林 秀貴君） 「米太郎」のかたちの残留農薬の関係と価格のこともお話しされていたので、私自身も「米太郎倶楽部」というところは町の中の減農薬の団体だと認識しておりますので、そこは先ほど課長が言ったように、国の基準で定められた基準よりは、3割、5割を減した農薬を使った中で、今の米を安定的に供給いただいていることであります。

また、価格については、先ほど課長も言いましたように、今、329円という価格で購入させていただいておりますので、その他の米と比較しても高額ではない。それとさらには言ったら地産地消の関係もありますので、それらも含めた中では「米太郎倶楽部」が安定的に供給できなくなればですね、その辺のところは今後考えていかなければなりませんけど、今の量を安定的に供給できるのであれば、それは私どもとしては購入していきたいということをもまず理解していただきたいと思っております。

それと川村議員おっしゃるように、子どものころの食事のマナー、箸の持ち方も含めてですけれども、それは子どものころに身に付けなければ大人になって、やはりそのことは食習慣も含めて、やはり影響を与えると私自身も川村議員のおっしゃるとおりだと思っております。それで先ほど来、答弁でお答えしているように、特に発達や成長段階に応じて、それぞれ目標を定めて、例えば1歳児であれば箸を持ってませんので1歳、2歳児では。そのときはスプーンでのこども園でのスプーンの使い方なり、成長に関して例えば3歳以上になれば箸の持ち方を始動しながら、それは家庭と連携しながらやっているところです。例えば箸の持ち方がしっかりできない子も中にはおります。それらは担当教諭なりと保護者が相談しながら、その辺のところのこういうかたちだから家庭でもこういうこともね含めてやっていただければということもやっていますので、それらは発達段階にまずやっていることと、回転寿司のお話しもされましたけれども、それはそのような食事マナーをとることは先ほど来いっているように、議員もおっしゃっている社会性の身に付ける部分では小さいころから身に付けなければならぬと思っておりますので、それは家庭と連携しながら、その辺のところも正しくやっていこうと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○2番（川村 進君） わかりました。全部これで私の質問を終わります。

それで今言ったように、理解しましたから、私の言ったことを理解してもらって、それで今後ねよろしく。私の質問を終わります。

○議長（上原豊茂君） 川村進君の質問が終わりました。

ここで昼食のため休憩いたします。

午後は1時から行いますので、ご参集願ひます。

休憩 午前11時34分

再開 午後 1時00分

○議長（上原豊茂君） それでは定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

次は、10番、山田日出夫君の発言を許します。

山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 10番、山田です。

防災の備えについて、まずお伺いをしたいと思います。

昨年、度重なった大雨災害を体験しまして、あらためて日ごろからの地道な防災への備えの大切さを認識させられました。町民の安心・安全を支える災害への備えについて伺います。

一つ、災害時に誰もが避難や互助をスムーズにできる仕組みづくりの課題について伺います。

二つ、地域自主防災組織の立ち上げ後の活動に対する行政のハード・ソフト面の支援について伺います。

三つ目、防災の要である消防団への町職員加入は大いに評価をしております。安心・安全のまちづくりの観点からは、町が団員募集を強力に推進する必要性について伺います。

お願いします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「防災の備えについて」3点のお尋ねがありましたのでお答えをいたします。

1点目に「災害時に誰もが避難や互助をスムーズにできる仕組みづくりの課題について」お尋ねがございました。

災害の種類によっても異なりますが、災害情報の入手、避難行動に関する情報の伝達、お年寄りや障がいをお持ちの方たちの避難支援、避難場所の確保と避難経路、避難後の避難所運営などといった避難対策を進めるには、自助努力と互助・共助が重要であり、個々の防災意識向上や隣近所、地域の連帯感を強化することが課題ではないかと捉えております。

町では、平成26年度から、地域が主体となった住民参加型の防災訓練の開催を呼びかけ、避難訓練や避難所運営訓練などを地域と連携して取り組んでおります。

また、それを機に、地域自主防災組織の結成の呼びかけを開始し、昨年度1か所、本年度2か所で設立され、今後、さらに各地域に広がることを期待しております。

2点目に「地域自主防災組織の立ち上げ後の活動に対する行政のハード・ソフト面の支援について」のお尋ねがございました。

地域自主防災組織は、平時には、防災知識の普及、防災訓練、地域の災害危険の把握などを、災害時には、迅速な避難、的確な安否確認、避難所の運営などの役割を担う組織であり、地域防災力の向上にとって重要な組織と言えます。

現在、3か所で設立され、他の地域でも設立に向けた準備が進められております。

町では、設立段階における相談や助言などの支援を行っておりますが、将来にわたって持続的に活動いただくことが何より重要であり、可能な範囲で人的にも財政的にも、ハード、ソフト面で支援してまいりたいと考えております。

3点目に、防災の要である消防団の団員募集を町が強力に推進する必要性についてお尋

ねがございました。

消防団は、自らの地域は自ら守るという郷土愛護の精神で結成された消防機関でございます。

しかしながら、消防団員は、過疎化、少子高齢化、事業所数の減少などにより減少傾向にあり、本町においても本年5月末現在で85名、うち18名が役場職員で、定員の105名に対し20名の減となっており、団員の確保が課題となっているところでございます。

このようなことから、町広報や地元紙に団員募集記事の掲載、町内商店への団員募集啓発ポスターの配布、町内会長会議および実践会長会議における団員加入への働きかけを依頼、また、町内事業所への団員加入依頼や消防団員協力事業所表示制度の実施など、町、北見地区消防組合訓子府支署、訓子府消防団が連携して取り組んでいるところであります。

災害時には避難誘導や救命救助に当たるなど、地域防災上大きな役割を担う消防団員の確保に向け、今後とも連携協力しながら進めてまいりますのでよろしく願いいたします。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） はい、ありがとうございます。一次回答を受けまして再質問をさせていただきたいと思っております。

もう一つ、今回二つ質問を大きく用意しておりましたけれども、これらの質問は私の質問、意見であると同時にですね、先日開催した穂波実践会の役員会議でテーマとして、あえて話し合いを行い、その中で農家の方々を中心に意見をいただいたことをほとんどベースに行うということをあえてお伝えをしておきたいと思っております。

1点目でございます。町がいろいろな防災訓練をされていること、そして地域の住民が参加して行われていることは承知しています。ボランティア団体等も含めてですね、幅広くされていることは承知しているし、非常に効果的だと思います。私は防災の備えで一番大事なことは町中で統一的に共通認識に立つということが非常に大事ではないかと思っております。そういう意味では自主防災組織の立ち上げの推奨、推進は的を得たものでないかなと非常に賛同するものであります。穂波におきましても、私が住む穂波におきましても、その役員会で近々にこれを立ち上げるという確認をし合いました。その中で実際立ち上げはですね、比較的簡単だと思います。町から要綱もいただいて、情報もいただいているし、それはいいんです。要はそれを地元でどのように統一的に、穂波なら穂波、さらに全町的に進めていくかというところがポイントなんですよ。これはもう私が指摘するまでもなく、町長を先頭にご理解いただいていることだと思います。それでこの後、行政は私は今お話しした観点に立っていただければ、どのようなことを対応されるか。その点、短くて結構ですから、今の時点でのお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） まず、穂波実践会の方でもそういう立ち上げの動きがあるという話をお聞きしまして、今後期待しているところでございます。今後の自主防災活動への取り組みに関してでございますけれども、やはり立ち上げた後ですね、持続的にやはり活動を続けていっていただくということと、やはりあまりマンネリ化するようなことになっても、また活動の衰退を招いても困りますので、やはり町側とですね連携し合いながら、

例えば先進的に取り組んでいるようなところでですねお話を聞く機会を設けるだとか、そういうことの提案もさせてもらいたいなというふうに思っています。もちろん自主防災組織ですので、それぞれの地域の主体的な考え方で進めていただくというのが基本になると思いますので、それを最大限尊重しながら協調しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） ありがとうございます。今、課長からポイントをお示しいただきました。やはり行政だけでも駄目だし、住民だけでもなかなかこれうまくいかない、連携とか協働ということがポイントで、昨日の西森議員の質問と私は相通じるものがあるのではないかなと思っておりますので、ぜひそのような取り組みを行政も考えるし、立ち上げた自主防災組織でも行政とよく相談したりですね、情報交換しながら、実のある活動につながるように私どもも努力をしなければならないと思っております。それで基本的に究極の目標、目的はですね、災害時はいかに安全に確実に組織的に避難するかということに尽きると思うんですね、住民側からみるとですね。そのための日頃の備えだと私は理解しています。それで生活弱者といわれるお年寄り、お体の不自由な方、お子さん、たくさんいらっしゃると思えますけれども、その生活弱者といわれる方々をどうサポート、日頃ですよ、日頃サポートするかという細かな約束事を決めることが一つ。それとその方法は住民側というか住民団体、自治会というか、とともに行政が検討して、先ほど来言っている共通認識化を図るということが二つ目。三つ目は平時の活動に訓練も含めて、活動とか話し合いとか研究とかですけれども、このときに特別の技術やスキルを持っているですね、消防団の団員さんというか消防団というかの力をですね、うまく活用させてもらえないかということが三つ目。それと四つ目はこれらのある段階まではやはり行政がですね、一つのモデル的なモデル化も図りながら、一方的にはないですよ、今、課長の説明あったように一方的ではないと理解しましたので、リーダーシップを行政がある程度発揮することが大事だと。この4点、私は勝手に大事なことだなと思っておりますけれども、この四つについて、認識、短くで結構です。お願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 今、お尋ねありましたけれども、まず避難することに、そういう尽きるといってお話しありましたけれども、私どもも何よりも人命というのが最大限、命を守るというのが一番、最大限の目標ではないかなというふうに思っています。そういう意味でですね、防災訓練も当然やっていただくことになろうと思えますし、そういう地域でですね、例えば今お話しされていた消防団の団員の方の活用だとか、そういったことも方向性としてはよろしいのかなというふうに認識しております。あとモデル化の部分についてはですね、まだちょっと具体的には今考えておりませんが、今後参考にさせていただきたいなと思っております。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） ありがとうございます。今日の段階ではなかなか前向きというか、そういうお答えだったかなという印象を受けております。モデル化というのですね、簡単にいうと先ほどからいっている全町統一した認識で、独自性は独自性としておきながらですね、必要ところは共通で必要ところは統一感をもって準備なりをすべき

だという点でモデル化ということでもありますので、ぜひご検討をいただきたいなと思っております。

それで2点目に移りますけれども、過日の実践会長会議でまたは町内会長会議で、この自主防災組織の要綱というのがね、配られておまして、内容的にはよく理解をできる。このような組織ができれば本当に行政だけに頼ることなくですね、身近な人同士が助け合っていて、まず初動の対応はとれるのかなと思って、これはもう本当にこのように目指すべきだと思います。思いますけれども、よく読むとですね、要綱案というのがあってですね、一番最後に経費というくだりがあるんですね、本組織の運営に関する経費は〇〇実践会の経費をもってこれに充てるとある。これ原則を述べられたと私は思いますけれども、町は独自の事業をいろいろできるわけですからね権限によって。これは建前かなと思っております。なぜかという、去年の水害のときに穂波の実践会では皆さんもう当にご存じだと思いますけれども、大きいところでは常呂川の訓子府樋門のところの堤内排水があふれそうになって、町のバックアップも受けながら地域の農家の人たちが出動しました。そういうときにですね、規模にもよりますけれども、排水ポンプとかですね、一定の設備ですか、やはりそういうことも必要だと思うんですね、初動が早くなりますし、自分たちで一定のレベルはやるわけですから、そしてやる気はまんまんですからね、自分の農地を守るためですから、だからそういった全てとはいいませんけれども、一部の設備とか資材の常備ということに関しての支援の考えをぜひいただきたいなと思うんですけどいかがでしょうか。急にということではないかもしれませんが、災害はいつ起きるかわかりませんので、早めの対応をお願いしたいなと思います。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 既存の町の方の補助制度の中でもですね、コミュニティ施設等整備事業とか、そういった補助事業もございますし、この事業自体は町民税の1%を活用した事業ということで、まちづくりパワーアップ特別対策事業の中にもございます。この中でコミュニティ活動活性化ということで、これソフト対象なんですけれども、例えば自主防災組織を立ち上げるのに何らかの経費が必要な場合については5分の4まで補助しますよというソフト対策の事業です。それから施設整備事業の方はですね、補助率2分の1なんですけれども、これについてもそういう防災の資機材的なものもですね、対象になるというふうに考えておりますので、そういった部分では財政的な支援というのは可能だというふうに思っております。今後またちょっと自主防災組織の関係ではですね、今、内部的にですけれども、またバックアップの仕方についてですね、さらにちょっと検討してまいりたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） わかりました。わかりましたというか、ぜひそのような方向で積極的なご検討をいただきたいと思います。最初に説明あった既存の補助支援ですけれども、自治会対象としているだけけれども、細かい話ですけれども、自主防災組織の名前でも活用できるというふうに受け取りましたので、違ったらご指摘いただきたいんですけども、それに加えて今後ご検討いただくということで、ぜひですね一番大事な統一的な対応、そして全体の町としての行政の力と住民団体の力が相まってですね、防災力のアップに直結するように、ぜひともご配慮いただきたいなと思います。

それでは3点目でございますけれども、ちょっと何か発言しづらい議場の感じもあるんですけれども、消防団について、ちょっと聞きたいと思っておりますけれども、町長が先頭になって職員の団員加入をやったことは画期的なことだと私は思います。この間の消防演習においてもですね、関心したんですけれども、あらためて認識をさせられたという思いもあるんですけれども、団としては、新しい林野火災のですね、訓練をすぐ取り入れたりですね、ちょっと目新しい機材も見せていただきましたけれども、ああ日々努力されているんだなと思って、町民の一人としては非常に心強い思いをいたしましたし、よく見ていると見慣れた顔の職員がですね、何人も小隊訓練だとか出ていました。機敏に活動されていて、おお、やるものだなと。本当にちょっとうれしい思いもしました、正直言ってね、それは非常に効果が出ていると思っております。よく町長思い切った、どこでもあまりやっていないことをやったなと、それはそれで非常に評価させていただいております。一方で職員というのは災害時にですね、本部職員になるわけですよ、これは重々わかってやられていることだからあれなんですけれども、私も理解しておりますけれども、消火の出動、火事ですか、のときは非常に効果が出るけれども、災害時どうかなということもあります。でも現状よりはよくなった。それでこの間も広報に挟まってきた団員の募集のチラシも拝見しましたし、広報でね、たくさん対応されています。回答にあったように。だけどね、私が思うに、団員の実際の加入というのはですね、限られた、私の知っている範囲ですよ、違っていたら怒られるかもしれませんが、団の幹部がですね、膝つき合わせて何度も通ったりして団員を確保していると私は理解しておりますよ。それはそれで普通といえば普通というか、大変なんだけれども、それは普通のルートです。だけどやはり町の安心・安全、町民の安心・安全を守る要である消防団員、これは何て言うのかな、うまく表現できないんですけど、紙の呼びかけだけではなかなかどうかなということもあましてね、ぜひ行政でも団と連携をとって、もう少し一段パワーアップした募集の仕方というのが検討できないものか。今日の段階では検討ということで私もいわせてもらいますけれども、町長どうでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 先の質問も含めてちょっとお許しいただきたいんですけれども、今、地域防災組織を三つ始めました。ということは、うちの町で総合防災訓練やったら、大体近間の東幸町、東町来てくださいます。そして自衛隊のヘリコプターを頼んだりとか、警察に来てもらったり、炊き出し隊を作ったりだとか、こう部分的なんですよ、そういう意味では地域防災組織というのはある意味では画期的だと。これはできるだけ全町内会・実践会に作っていただいて、そういう点でいくと、そのこの単位で一つは地域ごとに強めていく。そして統一的にやれることを私はやらなければいけないと思っておりますよ。だから、今までの総合防災訓練もそういう地域の全ての自治会が自主的でありながらも全体の訓練の中で統一的にやっていくということ、動きとしてはそういうことをやっていかなければいけないのではないかなというふうに思います。これもご指摘のとおりですけれども、現実的にさらにまた地域防災組織が少し増えてきた段階の中でやはり画一的にやっていかなければならないのではないかなというのが1点目です。

それから消防団の加入のあれです。なかなか今まで消防団員の方々の努力で農家やあるいは企業にお願いをしてやっているというのも実態です。しかし、もうお店屋さんもほぼ

限界にきている。それから農家もですね、かなり厳しいものがあります。農繁期だったらやはり出てこれないとかですね、いろいろなことがあって、実質的にこの間の消防団の演習でも70名ぐらいだったと思いますので、その点でいくと、そのうちの町職員がかなりのウエートを占めるという、いろいろな課題あります。それで議員ご指摘のとおり災害対応になると町職員はまずは本部の方に、われわれの方に来ざるを得ない。そうするとますます手薄になっていくということになりますから、やはり常備消防という職員が全ての消防団でなくて、常備消防がやっていかなければならないのかという議論もあるようですけども、この間の団の統監としてのあいさつの中でも申し上げましたように、やはり消防団と職員が一体になってやはりやっていくという仕組みは大事にしないと過去のいろいろな災害を見ている、やはりこれが原則だろうと。とすると、議員ご指摘のとおり団員の加入促進については団長がご出席ですけれども、団を含めてですね、組織的なやはり話し合いをしていくという時期にもうきているのではないのかと。具体的な話をしないとですね、一つの理想論だけではもうどうしようもないので、それは担当課のみならず私自身も含めてですね、団の幹部とですね、今後の団をどういうふうにして増やしていくのかということですね、具体的な検討に入っていかなければいけないと感じています。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 町長まとめありがとうございます。ぜひ、うちの団は本当に力を持っていると思いますので、行政と団とそして一部住民の力を加えて安心・安全のというか、防災のまちづくりはさらにパワーアップできるのではないかなと思いますので、今、町長が述べられたような方向で、われわれも協力しますし、ぜひお願いをしたいと思えます。

それでは2点目に移りたいと思います。

小河川および農業排水路の整備と維持について。

豊かな農地と生産を支える安全で効率的な小河川や排水路の整備と維持について伺います。

一つ、排水路に土砂が堆積し排水機能の低下や耕作への悪影響が懸念される箇所が増えています。保全会の事業の土砂上げは現場数的にも予算的にも限界にきている状態でございます。

農地の保全に直結する排水路維持に対する町の支援についてお伺いしたいと思います。

二つ目、今後予定している農業基盤整備事業の小河川改修では、十分な排水能力を確保するため特に留意されている点について伺いたいと思います。

最後ですが三つ目としまして、畑総事業とありますけれども、近年は農地整備事業といっているようではありますが、上流部の整備が予定されている穂波川は、中・下流部も土石、土砂を超えて土石と言わせてもらいますけれども、土石が堆積して危険なことから、土砂上げなどの必要性について伺いたいと思います。

お願いします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「小河川および農業排水路の整備と維持について」3点のお尋ねをいただきました。

1点目に「耕作に悪影響が懸念される箇所が増え、保全会で実施する土砂上げの現場数

も予算も限界にきている中、農地保全に直結する排水路維持に対する町の支援について」のお尋ねがございました。

排水路の維持については、地域と協力して計画的に土砂上げ等を実施しており、酒谷川や穂波川など広域的な河川は広域保全会で、その他の小規模河川は地域保全会で対応しております。

保全会事業については平成26年から始まり、当初は役割分担が不明確な面もあり手探り状態でしたが、ここ1～2年でなんとか形になってきたと認識しております。

議員ご指摘のように、土砂堆積による排水機能の低下が問題となっており、特に本年は、昨年のたび重なる台風の影響もあり、土砂上げの必要な箇所が増えてきております。

災害時には、昨年度のように補正対応など、保全会事業と切り離れた措置を取る考えですので、各地域保全会の予算が大変厳しいことは承知しておりますが、当面は、排水路の維持管理について、現状での対応を続けていく考えでありますのでご理解を願います。

次に、2点目の「農業基盤整備事業の小河川改修における十分な排水能力を確保するため特に留意する点」についてのお尋ねですが、農業基盤整備事業における小河川の排水能力につきましては、まず計画段階で、その小河川に流れ込む水量を想定するため集水区域を決定し、その地域で過去に降った雨量を参考に国が定めている10年間で1度大雨が降る10年確率の推定雨量を基に決定されます。

また過去に事業により上下流などが改修されている場合は改修時の^{すいりしよげん}水理諸元も参考にしながら決定する場合があります。

その後実施設計において、計画で決定された、流量、断面を基本にしながら、地域受益者、地権者から小河川の実態や過去の降雨時の水位、越水状況など聞き取り調査を行い、計画時との比較検討を行い最終的な排水能力を決定いたします。

特に留意する点としては、小河川について過去からいろいろな状況を把握している受益者からの聞き取りによる実態把握も行われます。

次に、3点目の「畑総事業で上流部の整備が予定されている穂波川は、中・下流部も土砂が堆積し危険なことから、町として土砂上げの必要性について」のお尋ねがございました。

穂波川の中下流部につきましては、30年ほど前に国営事業で整備しており、今回、その上流部を畑総事業で整備する計画となっております。

昨年の台風の影響もあり、土砂や廃タイヤが堆積した状況となっていたことから、下流部は、本年3月に広域保全会事業で土砂上げを実施しておりますが、中流部のクランクになった箇所については、土砂が堆積したままの状況となっております。

今後、クランクになった下流部の比較的流れの緩やかな箇所について、広域保全会事業として実施できないか協議していく考えでございますのでご理解願います。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） はい、ありがとうございます。まず一つ目の小項目の一つ目について再質問をしたいと思います。

去年はですね、みんなが知っているように、想定を超えた雨が度重なって短期間できた

ということでひどい目に遭いました。保全会でですね、穂波の保全会の内容しか知り得ませんので穂波を例にとりますけれども、今年度の当初会議をやって必要な土砂上げの現場を拾い出したわけですね役員会で、そして予算が一定の金額あって、途中でですね、その予算額はもう数十万円費消してしましまして、それでも現場残っている、いまだに残っています。さらに穂波の耕作者が他の実践会に耕地を持っていて耕作していますから、そこに関する排水路の土砂上げについては両方の実践会長が協議をして対応を決める。という仕組みになっているのはご存じのことだと思います。それで実際、上の方の実践会から申し出があったんだけど、今年対応することができなかったということがあります。だからもう今やらなければならない場所が既に宿題がたまっている状態なわけです。それでご回答いただきましたけれども、ここポイントだと思って聞かせていただき受け止めさせていただきましてけれども、災害時には昨年度のように補正対応など保全会事業と切り離れた措置を取る考えですので、各地域保全会の予算が大変厳しいことは承知しておりますがうんぬんとある。ああよかったなと一瞬思ったんですけども、よく見ると災害時にはという条件がありますのでね、今の状態で災害起きるんです。それを心配しているんです私たちは。だから担当の方には現場を地域の人と歩いて撮った写真をですねお見せしたりした一部分もありますけれども、ぜひですね保全会の状況をよく農業者的な視点からご理解をいただきたいと思うわけです。600万円あるはずの今年度の穂波の保全会の予算は共通経費と称する経費、10%から50%に上がりましてですね、約300万円弱が農協にある本部の方に納めることになりまして、手元に残っている予算額というのは半分になってしまったんですね、そのときに役員になったのもちょっと悪いなとは思っているんですけども、非常に窮屈、めちゃくちゃ窮屈なわけですよ、だから保全会は保全会で頑張りますけれども、災害時といわずですね、状況に応じたやはり対応の検討は必要ではないかなと。やはり足元の排水路ですからね、農業を支える、農業の町訓子府をもうすぐ足元で支えている排水路ですから、ぜひご検討をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 状況についてはもう十分理解しています。もちろん穂波の保全会じゃなくて各保全会とも同じ問題を抱えています。特にやはり今年については去年の積み残しといいますか、そういったものがかなり、うちの町でやるべきところもそうなんですけれども、かなり残っているという部分がありますし、去年、相当な予算を各保全会とも使ったということは理解しています。これもそもそも元々保全会の事業というのは議員もご承知だと思いますけれども、元々は愛護組合でしたか、そうした町で持っていた予算を今回この事業を契機として、この9千万円のうちの4分の1が町の経費ということで、そういったものを集めた中でみんなで連携してやっていこうというかたちで始めた事業でどうにかようやくこのごろ軌道に乗ってきたのかなというような状況です。確かに今年については去年の積み残しということでかなり厳しい部分もあるのは承知していますけれども、特に各単位の保全会の経費が減ったのは大きな要因としたら農地流亡対策ですとかね、あと融雪対策というのが今まで各保全会に入っていて、保全会経由で出ていたのが広域保全会に吸い上げて一定の基準で出すといった、それが確か9千万円のうち3千万円がそれできていますので、そういった部分で引かれた部分もかなりあると思うんです。ですから

それだけではないと思いますけれども、かなり厳しい予算状況だというのは、わかっていますけれども、なるべく平時の状況では、せっかく軌道に乗ってきたこの中でどうにかお互い頑張っていきたい。もちろんいろいろな状況は、みなければならないとは思っていますけれども、有事というか、そういったときにはもう議会のご理解を得ながら補正して対応していきますので、どうにかこの状況で進めていきたいというふうに考えていますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） この制度のなれそめといたら変ですけども、経緯とかです、理解しているつもりであります。定着してきていて、おおむねですね、全体的にはこの事業を否定する人は誰もいないと思うんですよ、その中にあっても必要量が増えているという認識なんです。私は、事業は全然もういいことなんだけど、対応すべき箇所が、箇所というか現場多くなってきているということについては、また別な対応というかバージョンアップするような対応をしないと結局解決にはなかなかつながらないということ考えておりますので、町も一定の努力をすると、地元も頑張るということでいくよりないなと思いますので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

それで1点だけ、この事業ですね、期間限定商品だと思うんですよ、これなくなった後どうするんですか。それだけちょっと今の時点でどういう考えをお持ちかを手短かに聞いて、次に移りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） この事業については平成30年度までというふうに聞いています。ただ制度自体は非常にいい制度だというふうには、それは議員もご理解いただいていると思いますけれども、これについては何らかの方法で、あまりなくなったことを想定しないで、どうにかこの制度を続けていっていただけるように努力をしていきたい。もし本当になくなるということになったらまた別途考えなければなりません、今の時点ではどうにかこれが継続していくような努力をしていきたいというふうに考えていますので、よろしくお願ひします。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） そうですよ、これがなくなったら町も大変、農業者というか地域も大変ということが共通の認識に立っていると思いますので、この事業なり類似事業というんですか、継続事業も含めてですね、今、課長が言われたように方向に向かうように、訓子府町だけというのではなくて、やはり農業の町もたくさんありますのでね、連携してそういう方向に将来的には進んでいっていただければなど、われわれもそれに対しては一生懸命協力しなければならないと思います。

それでは2点目に移りたいと思います。

あまた歴代の町政を農業の町訓子府において農業基盤整備をたくさんやってきております。私も一時、若いころ、その末席を濁した担当者でもありました。ずっともっている疑問なんですけど、農業基盤整備は大きくいうと面事業と線事業がご承知だと思うんですけども、面は大体もう均平だったり暗渠だったり、大体最後は排水につながる。排水が大事ですからね、生産量に直結します。非常に大事な仕事でこれが訓子府の農業を支えてきたといっても過言ではありません。一方で表面水と農地から出る排水、整備されたら短

時間が出てきますから、その排水をですね、受ける受け皿整備が線事業だということで私は理解しているんですね、だから面事業もやっていただくし、それを支えるためにも線事業はしっかりしなければならないということだと思います。回答では10年確率ということで基本的にやられているということでもありますけれども、ここに書いてあるとおりなんでしょうけれども、これから行われる、過去にもあった事業も含めて、面と線は自信を持って合致していると言えますか。これは私の単純な長い間の疑問なんです。合致していることを願って質問しているんですけれども、いかがですか。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） ただいま基盤整備事業で過去にやられた面事業、それと線事業、それが合致しているのかと、これからも含めてですね、合致しているのかというようなご質問でございますけれども、事業を行う上では当時当然回答書にも書きましたように集水区域ですとか、流量、雨量、そういうのを想定しながら当然排水をつくります。その集水区域の中には当然、畑等がございますので、畑の面積、勾配、そこから出てくる暗渠の水、そういうのを勘案しながら排水能力を決めておりますので、その当時については十分飲めるというようなことで整備を過去もずっとしてきた経緯がございます、これからもその集水区域、いろいろな部分の諸元を見ながら排水能力を決定していくわけでございますけれども、今現在で、じゃ過去にやった排水路と今、面整備がどんどん進んでいる上での部分が合致しているかというふうになったときには、やはり過去の部分、畑の整備についても全員100%やっているわけではございませんし、段々、木を切り開いて畑にしたり、勾配を変えたり、それによりまして排水の時間が短縮になって、要するに一気に出てくる、一気に水が集まる、そういう部分も当然変わってきておりますので、一概に全て合致しているかといいますと、正直言いますと合致していない部分も排水路とそれに伴う面部分、畑の部分、受益の部分合致していない部分もあるかなと思います。その結果、穂波川もそうですし、山林川もそうですし、今回、川南の方の永井の沢というところも整備しますけれども、そういう部分で今まであった断面が少ない浅い土砂が堆積する等で道営事業の中で整備をしていくというようなことで、順繰り順繰りやっていくというふうになるかと思うんですけれども、そういう部分でのことになるかと思えます。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 専門家に答弁されたのでストンとききました。本当に正直言って、そう思っていました私。多分その後の開発等もあってですね、開発というか整備もあって少しずつずれているところもあるんだろうなど。でもだからといって災害が起きるとは限りませんからね、飲み込めればいいわけだから、だけど想定外のこともあるもんだから、なかなか難しい面があるのはよくわかって質問をしております。今、いみじくも永井の沢とか穂波川と例を述べられたので3点目に移りたいと思います。

北東地区農地整備事業だと思いましたがけれども、近々穂波川の上流部の改修が行われると承知しておりますけれども、その調査に向けてということの段階だと思います。それで中流部というんですか、から下流にかけては、もう30年も前の国営事業で3面ブロック装甲を中心とした整備がされております。今回その上流部がすっきり流れるようになると、整備するわけですから排水も受けて、すいすい水が流れてくると、そして中流部、下流部、何度か地域の役員と現場に立ちましたけれども、これはもう建設課も農林商工課も

把握されていることだと思いますけれども、余計なことと思いつつながら写真を撮って、しつこく両課長さんにもお示しをしたりなんかしていたんですけども、1本の小河川1本の排水路として見た場合、全く素人の私が考えるに、^{かみ}上がすいすい整備されて水が流れてくると短時間で、いいですよ、排水は絶対しなければならない。^{かみ}上の面事業も絶対やってほしい、^{しも}下でも面事業してほしいし、それは全く異論は全くありません。でも上を整備するのであれば受けの^{しも}下も整備をしてもらわないと困るなど思っておりました。現場に立ってですね。それで水を治めるもの国を治めるなんてとんでもない大昔の格言があるようにですね、やはり水なんですね、受けなんですね、素人が考えても。それでちょっと私、議長のお許しを受けて、ちょっと撮った写真をですね、パネルにして持ってきたんですね。

(写真を掲示)

これ中流部、よく見えなくてもいい、こんな感じだということで理解してほしい、これ墓地道路ですね、こう曲がって、こっち墓地あります。まっすぐいったら砂利道で柏丘に上っていきます。この上っていく上流部を高園との境界線あたりまでの整備をされるんです。これここに廃屋あります。Nさんという方の昔、家だったところ。これ見てください。昔あったところですよここ、もう埋まっちゃって、ブロックも見えないし、流れがもう細くなっている。これ中流部。これ下流。下流というか中流から下流にかけて、ここに大カーブありますね、この辺に、そしてスーパー土のうを積んである小坂さんの前あたりがここ、ここにある、ここにこうカーブ切っています。これ落差工なんですよ、落差工、埋まって、水の流れはこの川のふち、ちよろちよろというところになって、もう川底が傾斜しちゃって、こうカーブ切りますから、ここに置いていくというのは地面のりというか、こんな状態なわけですよ。だから私の素人が上流の整備は結構だけれども、中流、下流のこの土石、土砂の排除というんですか、除去をしないと、またぞろ、ちよっぴり雨が降ったら去年のような、みんな心配して、われわれがちよろちよろ右往左往したようなこと、それで済んだんですね去年はまだこの川は。だけど、やがてこの川はですね、東幸町の団地の^{しも}下で酒谷川にほぼ直角、直角よりもむしろ上流に曲がったような合流の仕方をしているのはご存じだと思います。だから出口は本流の圧で止められているということもありましてね、もうくどくど言わなくても私たちが心配していることはもう十分伝わったと思いますので、この国営でやった区間の^{しも}下はね、土水路は今年の冬、2月か3月にやったと書いてあります。そのとおりきれいになっています。ここと中流部の間のこの荒廃した状態を何らかの手立てをしていただきたい。回答を聞いていると広域保全会の上納した50%の中から対応してもらえないかなと穂波ではみんなが期待しているし、指導機関である町の、何て言うんでしょうね、解釈というか認識と広域保全会に対するご指導をいただければなと思いますけれども、方策が間違っているとしたら指摘を受けながら、別な対策をお願いしたいなと思います。

お願いします。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 穂波川の中流部、下流部の部分でございますけれども、今、山田議員からのご指摘のとおり状況については私も十分把握してございます。それで今後の対応でございますけれども、広域保全会の部分での50%を今回広域の方で集めていますけれども、そういった部分での対応に関しましては、実践会、実践会イコール地域の保

全会でございますので、そこと建設課、それと広域の事務局、その3者の中でどのようにできるのか、費用はどうするのかも含めた中で協議をさせていただいて進めるということになると思います。これについては穂波ばかりではなくて他のところもそうですけれども大きな河川については今までもそういうようなことで進めております。

それともう1点、上流部の改修の関係もちよっとお話しありましたので、あまり具体的な部分は時間の関係もありますのであれですけれども、上流部の改修については、今かなり急流になってございます。流れがやはりきつくなっております。その結果、土砂が流れてきて、ちょうどこの、このというか、私は図面があるのであれですけども、カーブから下については勾配が緩くなるものですから、余計たまりやすいというふうなことでございますので、今回の改修に関しましては、まず落差工を今の計画では4か所、もしくは5か所ぐらい作りまして、急流をまずおさえると。それと国営事業と道営事業のつなぎ目というんですか、そこのところに沈砂池を設けて、そこで一度、土砂をそこで堆積させて下流の方にはなるべく大きな土砂がいかないようにという工法も今計画の中で検討して実施の方にもそのまま移るとは思いますけれども、そういうことで少しでも下の方に土砂を送らないというふうなことも考えておりますのでご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

あと5分です。

○10番（山田日出夫君） 具体的なですね、工法というか対策も含めて今、答弁がありました。やはり専門家というか担当者はいろいろ検討されてですね、対策を練っているんだなと思って、一方では安心しました。先ほどの答弁で10年確率ということでしたけれども、それはやはり10年なんでしょうかね、あの川、または山林川も含めて、確率は10年なんですかね、お願いします。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 10年確率につきましてはですね、国の方、道、国も含めてですね、こういう補助事業の小河川の整備については、もう10年確率という決まりがございます、それにのっとって雨量、それから排水量等を計算して断面なり何なり、当然勾配とか、それによって場所、場所によって違いますけれども、そういう決まりになってございますので、計画段階、実施設計段階では、そういう部分でのまずは決まりという部分、それと回答書にもお書きしたように、地域でやはり一番よく知っているのが地域の方ですので、例えば去年の雨だったら、もう越水したよとか、もうぎりぎりまで水位きたよとかって、そういう部分も聞き取りしながら、それと比較をしながら雨量というのを決めるという、排水量を決めるというふうになっておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） わかりました。私、春先だったか、文章でぜひ地域内の各種整備が行われるときは地域住民というか、実践会も含めて、地域住民とよく情報提供をいただきながら住民に提供いただきながら住民の声をよく聞いて対応してくれという申し出をしたことだったと思いますけれども、今、課長の答弁聞くと、それが保障されるというか、そのとおりだということでもありますので、非常に意を強くしたし、ぜひともですね、一つ目の質問、そして今回のこの二つの質問に共通していることは行政と住民がタイアッ

プするというか力を出し合ってまちづくりを頑張ろうやということでありますのでね、ぜひとも今後においても、この防災、それと農地整備事業とか基盤整備事業においてもですね、引き続きそのような観点で視点に立って、ぜひ積極的に対応を進めていただきたいと思います。

質問を終わります。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君の質問が終わりました。

ここで午後2時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、7番、工藤弘喜君の発言を許します。

工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。一般質問をこれからはじめたいと思います。今回は二つの点について、町長に質問いたします。

まず初めにでありますけれども、小規模企業振興条例の制定についてをお伺いいたします。

「小規模企業振興条例」の制定については、昨年度から訓子府町商工会から早期の条例制定に向けて要請がありまして、今年度の事業計画の中でも同様に重点目標の一つとして組まれております。

昨年の定例議会でも取り上げられた経過がありますが、次の項目について町長にお伺いをいたします。

一つ目でありますけれども、昨年の議会での回答で「商工会をはじめ関係機関との協議を重ね、条例化に向けた検討を進める」との答弁をもらっていますが、これまでの経過はどうなっているのかお伺いいたします。

二つ目ですが、「振興条例」をいつまでに制定する考えか伺いたいと思います。

以上であります。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「小規模企業振興条例の制定」について、2点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

1点目の「これまでの経過はどうなっているのか」とのお尋ねですが、昨年6月の第2回定例議会において工藤議員から条例制定に関する質問があり、関係機関と協議を重ね条例化に向けた検討を進めると回答いたしました。

これまでの経過につきましては、昨年9月に商工会から正式に小規模企業振興に関する条例制定に関する要望書が出され、町としては道内で小規模企業振興条例を制定している市町村がなかったことから、北海道が昨年3月に制定した北海道小規模企業振興条例や他府県市町村の小規模企業振興条例を参考にしながら、町としての素案の振興条例を作成し、商工会3役への説明と協議を12月に、商工会理事に対して1月理事会の席上同じく説明と意見聴取を実施し、町が説明した条例内容について何点か修正意見もありましたが、大

筋は理解いただいたところです。

次に、2点目の「振興条例をいつまでに制定する考えか」とのお尋ねですが、この振興条例は単に制定するだけではなく、条例を基に振興基本計画を定め、より実効性のあるものを総合的に展開する必要があり、商工会や商工業者の方が条例に対し十分検討をしていただいた結果や商工会が今後5年間実施する事業に関し、国に対して認可申請を行っております「経営発達支援計画」と連動する必要もあることから、商工会としても条例に対する十分な内部議論と理解が必要という認識に立っておりますので、今後も商工会、商工業者と協議を継続して実施し、本年度中の条例制定に向け進めてまいります。

以上、お尋ねがありました2点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それでは、この点については、多くの質問というのはありませんけれども、若干1、2点再質問をさせていただきたいと思います。

この問題につきましては、一番の当事者でもあります、基本的には訓子府商工会のいわゆる主体性とか自主性、そういったものを尊重しながら進めていかなければならないということはもう当然でありまして、そういうことから考えますと、いつまでという問題も含めて考えたときには、あまり期限限定というか、どうしてもここまで、この期日までにつくり上げなければいけない、制定しなければいけないというものでもないなというふうには私は思っているところであります。そういう考え方、基本的な考え方をもとに今回はいわゆる条例制定までに向けた考え方と、もう一つは条例制定後、いわゆる条例ができた後のことについての、この2点について、二つの方向から質問をさせていただきます。

まず1点目のこれまでの経過というかたちでお伺いした中でありますけれども、今、答弁の中にも、回答の中にもありましたように、何回か町としての素案を作成しながら3役とか、あるいは商工会の理事に対して説明、意見聴取を行っているということでもありますけれども、なかなか実際問題といたしまして、こういう条例の制定、これは当然、町がつくる、町が制定しなければいけない条例でありますけれども、非常に何と申しますか、なんでそんな条例が必要なのかとか、あるいは条例の持つ本質的なものの理解も含めて、特にこの条例というのは理念条例でありますから、考え方、いわゆるそういう方向性も含めた、なかなか多くの人たちにはなかなかぴんとこないということも本当に実際あるのかなというふうに思っています。もう一つはやはりこの小規模企業振興条例というのが、国では昨年、一昨年ですか、この基本法をつくりながら、道で昨年、それに伴った条例を作っておりますけれども、近隣ではなかなかないということも含めて考えますと、やはりおそらく商工会の皆さん方の中にも、役員さんは別にしまして、なかなか必要性も含め、あるいはその実行性も含めて、ちょっとこう懐疑的というか、なかなか自信が持てないでいるというのも本当にわからないわけではないなというふうに私自身は思っているところです。しかし、この小規模企業振興条例の持つ意味、あるいはその基本法が持っている精神というのは、やはりこれまでにない日本の新しい小規模企業に対するものの見方、いわゆる振興をどうすればいいのかということも含めた意義あるものでもありますし、これが一つの何ていいますか、手立てとなつて、もっといえば訓子府の町の活性化だとか、商店街の活性化も含めて、あるいはまちづくりも含めたものに寄与することには決してつくることで、何て

言うんですか、それに向かっていける、そういうものであるというふうには私は思っていますので、やはりできるのであれば作って、それをどんどん活用していくという立場に立っていきなというふうには思っています。そういう意味からいきますと、つくる過程の中で、おそらく戸惑いやらなでそういう必要性の認識がなかなか生まれてこないときに、どう町として対応するのかという部分でちょっと考えていただけないかなというふうには思って質問します。

一つは、やはり例えば小規模ではなくて、この前段で中小企業振興条例というのが各地で小さな町も含めて、ここらでいけば、うちら議会としても何年か前に別海に行って研修してきたんですけども、そういった部分も含めてちょっと思い起こしてみますと、やはりこういう条例をくるまでの取り組みが結果として出来上がったときの、それをどう生かしていくかという部分での、いわゆる何て言うんですか、エネルギーになると、源泉になってくるんだということと、もう一つは、そのためには内部の議論だけではなくて、なぜこの条例が必要なのか、あるいはこの条例によってどう変わっていくのかという、いわゆる専門的な、いわゆる大学の研究だとかの大学だとか、あるいはいろいろなそういう先進で頑張っているところの人たちの話を聞くことによって、そしてそこでさまざまな協議を重ねることによって、その条例の持っている意味とその役割と、それをどう生かすかという議論に結びついていくんだという話がされていました。そういうことからいきますと、ぜひ訓子府でも何とか、いってみればアドバイザーということが適切かどうかわかりませんが、そういった方向で商工会の皆さん方にこういうことでちょっと検討してはどうでしょうかというふうな、そういう申し入れも含めた、当然それには商工会だけではなくて行政も一緒になって学習、研修も含め、あるいはそのアドバイザーの話も聞くということも含めて進めていってはどうかというふうには私は思っているんですけども、その辺のことについて、商工会とそういうような話し合いなんていうのは提案も含めていかがだったでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 今、条例の関係でアドバイザー、それから専門的な知識を持った方、そういう方々の意見を聞いたり研修をしたりという、そういう部分の考えがあるかどうかというようなお話と商工会との関わりについてでございましたけれども、基本的にはまだ商工会とはですね、そういう内容での協議というのはしておりません。回答に書いたとおり、町で作った素案等について説明、意見聴取をしている段階ということでございます。当然この条例につきましては、先ほど来、工藤議員が言うように、ただ作って終わりというものでも当然ございませんし、作ることによりまして、町の活性化、大きく言えば町の活性化、商店街の振興、活性化、そういう部分に寄与するための振興条例ということになりますので、単純に町が作って終わりということではない部分でございます。アドバイザー的な部分につきましては、今後、商工会とも、これから何度もですね、やはり協議を重ねながら条例制定をしていかなければならないというふうに私たちも認識しておりますので、そういう協議の中で商工会側の方にもですね、そういう部分があれば、あればというか必要だということと商工会としても、そういう専門的な部分、アドバイザー的な部分の方々、そういう方々を知っている、知っているという表現がいいかわかりませんが、そういう部分の伴ったりとかある場合とか、そういう場合についてもお互

い協議をしながら検討をして当然必要であれば、そういう方もお招きするなり、こいらから出向くなり、それと今、道内で2町村しかまだ作っておりません。まだ今年の1月末の話ですので、その後、今年度作る可能性があるところがあるかもしれませんけれども、まだ正式にできているのはまだ2町村しかありませんので、近隣ではちょっとないというのもありますけれども、そういった部分の情報ですとか、そういう部分も当然入れながら制定に向けて協議を進めていきたいというふうに考えておりますのでご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） これも本当にこういう条例のなんていうのは作ろうと思ったら本当に簡単に作れるというか、成文化するのはもう本当に楽だと思うんです。ただ問題は先ほど言ったように、その条例をどう生かしていくのか、あるいは全体のものにしていくのかということで、おそらく商工会の中でも非常にある意味苦慮されている部分もあるのかなというふうには思います。これは全体としての、私たち議会としても議会基本条例を今なんとかしようと思ってやっているわけでありましてけれども、やはり議会、議員だけの議論ではやはりなかなかみえてこない、整理されない問題もあるし、あるいは本当にそれがどう機能していくのかという、ある意味大局的、あるいはもっといえば本質に関わる部分の議論という気付きをやはりさせてくれるのか、いわゆるアドバイザーの役目であったり、あるいはもっといえば外部からの、そういう知識がある人たちとの意見交換の中で結構うまれてくるのかなというふうにも思いますので、例えば今商工会が先ほどの答弁の中の回答の中にもありましたように、経営発達支援計画というのを本当に大事にして、この5年間のね計画なんです、その中身も一部拝見させていただきながら思ったんですが、やはり支援計画そのものもいわゆる内輪だけの議論でこうしていこう、ああしていこうだけではやはりなかなかうまくいかないだろうなという部分もこれは商工会というよその組織のことに對して私がいささか口を挟めるものではないんですけども、やはりそういう部分も含めて、さらに有効な計画の達成のためにも、やはり基本条例と合わせた別な視点からのアプローチというんですか、やはりそういったものがあってもいいのかなというふうなことを思いましたので、そういったことをぜひ商工会とこれからまた何回か検討されるかと思うので、そういう提案も含めて、問いかけも含めてやっていただければいいかなというふうに思っているところです。

それともう一つ、仮にこの商工会、この条例が仮に出来上がったとした、それをどう生かしていくかと。その条例をやはり魂が入ったものにどうしていくかということから考えますと、いわゆる条例にどう期待するかということになりますけれども、今考えている条例の素案の中身というのはちょっとわかりませんから、ちょっと的外れな議論になるかもしれませんが、私はやはりその条例を生かすためには、せっかく作った条例を生かすためには、常設といたらちょっと意味がちょっと大きすぎるかもしれませんが、一定のそれを例えば地方創生の私たちも計画をいたしましたけれども、プラン、実行、PDCAだか何かありましたよね、いわゆる検証すると、そして見直していくと、そういうふうなことをやはり本当に必要だよという、作ったのならば、それを検証する組織、仕組み、これを作ることが、この条例をどう生かしていくかということにとっては本当に大切だというのは別海に行って、そこはもう本当に別海の役場の担当者のお話を聞きながら、

そして役場はその事務局になってはいけないんだということも含めて、そういうそのいわゆるあそこではやっていたのは、振興会議というんですか、そういうふうな組織をやはりきちんと立ち上げて、それを条例の中に組み入れて、いわゆる計画をして、それを実行して、チェックをして、そして町に、行政に提案するものはする、あるいは内輪で何ができるか、何をしなければいけないか、そういった部分について、しっかりと検証していくという仕組みを作っていかなければうまくいかないというお話も聞きましたので、そういった部分については今回の案の中で、いわゆる商工会とのお話しの中で示している素案の中ではどういうふうな議論になっていますでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） ただいま、条例策定後どのような部分で、その条例をどう生かしていくかというようなご質問でございます。工藤議員が今おっしゃったとおり、当然ただ作るだけではなくて、その後、PDCAサイクル等も含めてですね、検証していくのが必要だというのは私たちも十分認識をし、商工会とも協議を、商工会の協議の中でもお話をしているところです、それで基本条例のまだ素案の段階でございますけれども、その中に基本計画の策定という文言を盛り込んでございます。これについてはですね、小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために小規模企業振興基本計画を定めるものとする。基本計画の中身については小規模企業の振興に関する施策の基本的な方針ですとか、町が総合的かつ計画的に講ずべき施策ですとか、そういう部分をこの計画に盛り込むんですというようなことをまず文言を入れております。それとそれに向けてですね、小規模企業振興計画策定会議、まだ仮称でございますけれども、町の案としましては、そういう策定会議を設置させていただきまして、中小企業者の方ですとか、小規模企業者、商工会関係者、農協、金融機関関係者ですとか、そういう方々を委員として、そういう策定委員会を作って5年間の計画、それから毎年のPDCAサイクル、検証、そういうものをこの委員会の中で行いながら、あるときは先ほど工藤議員が言ったように町に対しての提言ですとか、そういう部分、商工会に対する提言ですとか、そういう部分を行っていきたいということで、この条例を実のあるものに、それで町の活性化、商店街の振興、そういう部分に十分役立つ条例、それから計画という部分で作っていききたいというふうに、今の素案の中では考えております。これについても商工会の方にも説明をしておりますし、そういう部分で理解をいただいて、詳しい中身はまたこれから十分詰めていかなければならない部分でございますのでご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） この関係の質問の最後の方になりますけれども、最後に町長にもちょっと一言お答えいただきたいと思うんですけれども、私たちの町でもこの商工業に対する振興策といいますか、例えば住環境リフォーム事業だとか、店舗出店事業だとか、店舗改修事業だとか、あるいは新規に後継者に対する支援金、あるいはその事業費に対するそういったものも含めたさまざまな手立てというのは本当に他の町に誇るものを本当にやっているなというのは私自身も思いますし、他町からお伺いいたしましても、そういう点では本当に素晴らしいことをやっていますねと言われているのもまた事実であります。もう一つはやはりそこだけではなくてもう一步商工業者自らが、あるいは町民がそこと一体となって、あるいは関係の団体といいますか、JAも含めて、本当に一体となって、さら

に前に進めるという、主体的なといいますか、うまく言葉が見つからないんですけども、もう一步脱皮しなければいけない部分というのがやはり出てくるのかなと。その大きな力になるのがやはりこういうこの振興企業、いわゆる条例になればなという思いであるわけでありまして、ぜひそういう意味で何とか商工会、特に商工会でいきますと局長が変わりまして、大変苦慮されているのではないかと思います。もうなつたばかりでこういう課題も含め、あるいはさまざまなそういう商工業者が置かれている状況、もう非常に厳しいものもどんどん出てきましたから、一方で、若い人たちの活発な動きもありますけれども、そういう部分で大変苦慮されている部分もあろうと思いますので、ぜひそこら辺も十分、事務局とも意思の疎通を図りながら、そして全体として商工業者が元気が出るような、あるいは商工会が一体となるような方策がやはり必要かなと思いますので、その点について、全体をとおして町長からのこの条例制定に向けた部分で考えをお聞きしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 非常に悩んでおります。なぜなら、こういう精神的なことでうちの中小企業商工の1軒、1軒のお店の方々含めて、一致団結してこれに取り組むかどうかということの意味で悩んでいるということです。9月2日に私のところに文章が届きました。その後いろいろな会議に出ていますけれども、ひと言もこの話について、商工業関係者からひと言も私にそういう話がない。すなわちこれは北海道や国からきているから要望書出したのかななんて勘ぐったぐらいにしてですね、ちょっと気になっています。ですから遠藤課長も大変苦労しながら条例案を示したり、あるいは事務局と相談しながらしているところではないかなというふうに思います。中小企業振興条例もこの小規模等の振興条例も含めてですね、本当にいっていることはまさにそのとおりということですが、議員がご指摘のとおり商工の皆さんの主体性がものすごく大事になってくるというふうに私は思いますので、これは商店街近代化事業のように店を改築して5年間据え置きで0%の高度化資金を貸して、そして店舗を改築するという事業の具体的な事業とはちょっと異なりますので、含めて私はあらためてですね、商工会長はもちろんですけれども、幸いにして経験豊富な佐藤純一さんが事務局長として就任しましたし、経営指導員または商工会の方々も大変熱心な方ですので、事務局含めてですね、本当のところちょっと語ってみたいというふうに、そういう機会を設けたいと。このまま条例作るとは私は簡単だと思うんですけども、含めて今の現状とそれから求めている中小企業の小規模企業振興基本条例が一体今何を求めているかということとを共有したり、自らがその必要性を出てこない限りは私は無理だという感じしていますので、その点では、私はずっとみていますけれども、かなり消極的な意見ですけれども、ちょっと一步踏み出そうかなという感じもしていますので、担当課長と共にですね、一度、商工会の幹部の人たちや事務局と懇談をしてみたいというふうに考えています。今の時点では、そこから始めなければならないなというふうに思っていますのでご理解ください。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） ぜひ腹を割った懇談といいますか、話し合いというのはやはり必要になってくるだろうなと思います。もう一つはやはり最初にいいましたように、私たち同士の顔の見える関係だけの、あるいは自治体と商工業者、商工会との話という、そうい

う関係での枠組みでの話し合いも大事ですけれども、最初に言いましたように、もう一歩外から見れる人の話もやはりぜひ聞いてもらえるような、そういう中で得れるものもないわけではないなというふうに思います。やはりこれは本当にそういう取り組みをしているところの何か所か、本当に何か所だけなんですけど、やはり話を聞かせてもらいました。中小企業同友会だとか民主商工会だとか、そういう方々ともちょっと話、どうすればいいんだろうなということで話をした経過がありますけれども、やはりこの理念条例なんだけれども、この持っている意味、そしてこれをどうすれば使って値のあるものになるかというのは、やはり一つのこの井の中で話していても見つからないという部分もあります。やはりそうしてもう一つは一生懸命取り組んで素晴らしいリーダーも含めているところもありますし、そういう素晴らしい研究者もいますから、そういった部分の話も交えながら、やっていくことで、少しでもちょっと先が見えてくるのかな。やはり何が変わるかといったら人が変わるからだから、人を変えることをどうするのかということから、取り組んでいったらどうでしょうかね、なんて話もされていますので、ぜひ今、町長の言われたようなことも含めて、ご努力をお願いしたいと思います。この問題については、この程度でおさめたいと思います。

続きまして、2点目ですけれども、国保の都道府県化についてであります。

国民健康保険法の改定によりまして、来年度から都道府県が財政運営に中心的な役割を担い、各市町村においては保険料の賦課徴収や保険事業の実施などに関する役割を担うとされております。

この件については昨年12月の定例会においても取り上げられていますが、次の項目について町長にお伺いいたします。

一つ目ですが、今年の7月には、道において国保運営の統一的な方針である「北海道国民健康保険運営方針」を策定するとなっておりますが現状どうなっているのかをお伺いいたします。

二つ目ですが、今後町として、この改題にどう取り組んでいく考えかお伺いをいたします。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「国民健康保険制度の都道府県化について」2点のお尋ねがありましたのでお答えをします。

1点目の「今年7月には『北海道国民健康保険運営方針』を策定するとなっていたが、現状どうなっているのか」というお尋ねがございました。

現状としましては、今年5月に全道の各ブロックにおいて市町村連携会議が開催され概要等の説明がありました。その後北海道運営協議会で最終審議され、6月中に北海道に対し答申されることとなっております。昨日の新聞では答申がもう出ましたので、昨年12月の定例町議会でも説明しましたとおり、7月中には予定どおり「北海道国民健康保険運営方針」が決定される見込みとなっております。

なおこれに先立ち先月末に、各市町村からの意見の取りまとめがあり、本町といたしましてもこれまでに引き続き、中間所得層への影響についての対応など意見を出したところであり、7月には、道庁の国保医療課の職員が本町に意見交換のために来町される予定で

すので、納付金や激変緩和についても直接要請したいと考えております。

2点目に「今後、町として、この課題にどう取り組んでいく考えか」とのお尋ねがございました。

「国保事業費納付金」につきましては、北海道は第2回仮算定の後に、独自に仮算定を実施しております。

所得200万円、夫婦2人のモデル世帯で申しますと、平成28年保険料率の算定で、訓子府町では28万5,800円、北海道が保険者となった場合の標準保険料の算定では、第1回仮算定では36万1,600円だったところ、激変緩和2%を見込んで35万2,400円と算定され、第1回目よりは若干ですが低くなっております。最終的には今年11月に概算納付金が提示される予定です。

また、この激変緩和ですが、北海道はこれまで5%としていましたが、医療費の増加分を除いた納付金総額が、対前年度の2%を超えないことを基本に保険料が上昇する市町村に、調整交付金として交付する方向です。

決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入につきましては、市町村が赤字解消計画を策定し、段階的な解消に向けて取り組むこととされますが、中間所得層が少ないことによる加入者負担が過重になることを避けるための「やむを得ない繰り入れ」については、実態を把握するとともに北海道も国の支援措置を要望することも含め検討することとされています。

これらのことから北海道は、北海道独自ルールを模索し、市町村とともに確実に国民健康保険の運営ができるよう、市町村に対しても多方面に渡り配慮されているところです。

また、税の滞納者に対する短期証の取り扱いなどは、各市町村に委ねられるところが大きいのではないかと推測しています。本町においては今後も北海道と連携しながら、必要に応じ意見・要望を述べ、「訓子府町国民健康保険運営協議会」においても協議しながら、できるだけ被保険者の負担増とならないよう、また国民皆保険制度が維持されるよう、健全な国民健康保険運営に携わっていきたいと考えております。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えをいたしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） これにつきましても何点か再質問ということで質問いたします。

まず今回のこの国保の都道府県化という方向に行くという大きな目的というか、現在の国保の最大の問題点というのは、もう本当に言うまでもなくて、一番あるのは負担能力を大幅に超える保険料、こういったことがやはり根幹だと思います。この大幅に超える保険料が負担能力に応じた保険料にならない限り、やはりこれはついてまわる、それをどう避けるかと。そうさせないための方策がない限りにおいては、やはり非常に厳しいものになるのではないかなというふうのが私の思いであります。そういうことも踏まえながら、ちょっとお伺いしたいのですが、訓子府の国保の状況というのはあえて、これまでも議会の中なんかでもいろいろ説明がありましたので、あえてということでもないかもしれませんが、やはり国保の構成というのが、やはりこれ大事な部分になると思います。例えば所得階層でみましても、これは課長の方から提出、いわゆる調べていただいたというか、送っていただいたものなんです、いわゆる所得階層でみましても、48%が所得ゼロか

ら、いわゆる129万円以下の人たちで占めていると。そういう所得階層の中でこの国保が運営されていると。また一方では訓子府の特徴としまして、510万円以上で1千万円を超えるまでも含めて、大体24%ぐらいはいると。いってみればこう非常に谷の深いV字型というのかU字型というのか、そういう構造があるということで、非常に厳しい、厳しいといえますか、ちょっと特殊な構成にもなっているのかなというふうに思っています。そういう中で今回の運営、いわゆる都道府県化に向けての中身なんですけど、実は先ほど町長からも言われましたように、6月14日の道新でも記載されていますけれども、13日に運営協議会が道の国保運営協議会がありまして、その中で道に諮問した国保運営方針を承認して知事に答申をしたというふうになっております。その中で先ほどの回答の中にも出ていましたけれども、いわゆる納付金、いわゆる従来でいう私たちが今、納めている健康保険税、この問題について、非常に第1回目の11月に出された仮納付金の問題で、算定でいきますと、これ先ほどいわれた第2次の分から見ても多かったわけですが、今回、激変緩和を2%と見込んでというふうになっておりますが、それでも35万2,400円、元々でいけば28年の保険料算定で28万5,800円が35万2,400円と算定されると。これはそういうかたちでいきましたも非常に負担の増える仕組みであります。そういうことを考えながら、この激変緩和について、ちょっともう一度再確認させていただきたいのですが、今のわかっている時点でいいのですが、これでいきますと、最初は5%という話、例えば2月でしたか、道の保健局長が来て説明されたときにもいろいろ出ていましたけれども、対前年度の今回の回答では2%を超えないことを基本に保険料が移譲するって、これは大体この段階で間違いのないということでしょうか。ちょっと質問いたします。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 議員からお話がありましたように6月14日付の北海道新聞、こちらの方に国保料の激変緩和への支援という記事が掲載されまして、こちらには5%ということで掲載されております。その後、各市町村の方から道庁の方にかなり問い合わせがあったようでして、2%と言っていたのにどうして5%なのかということで、道の方では市町村連携会議でも2%と説明しておりますので、その説明どおり2%で報告させていただくということで、あくまでもこの記事については5%以内ということですので、当初の数字が載ってしまったのかどうか、ちょっとその辺は定かではありませんけれども、今のところ本町では道庁では2%と押さえておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） わかりました。それを前提にということになりますけれども、例えば一般的に決算、これは6年間この財政支援をそういうかたちで行いたいということなんですけど、問題はこういうかたちで激変緩和をしても今以上に負担が多くなると。いわゆる納付金がかかるわけですね。その納付金の本町として満度に道に納めれない場合はどういふふうなことを考えておられるのでしょうか。対応として。いわゆる納付金が集めきれない場合、今までも滞納とか未収の部分ありますけれども、そういう場合についての処理はどういふふうな考え方をされているのか。ちょっと前の説明では、そういう場合は基金というか、道のそういうかたちの、何だったかな、それを使って払ってもらおうと。納めて

もらうというかたちだったんですが、それはいずれ保険料にかえる仕組みなんですが、そういったことを考えておられるのか、また別なこと、いわゆる保険料を、いわゆる集めるものを増やそうとするのか、そういう部分のちょっとお考え方を聞かせてください。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 当初、前に12月に工藤議員から質問いただいたときに説明しましたときには、この激変緩和を受けるためには一般会計からの財源補てんがあつてはならないという前提でありました。でも先日の5月の市町村連携会議のときには赤字解消計画、それを出して、6年間の間に解消していくんだというような方向性も示されております。だから実際に一般会計からの財源補てんが駄目だというような話ではなくなってきたのかなと思つておるところですので、ちょっと7月にきた段階でその辺詳しくちょっと道の担当者からいろいろ話、説明を聞いて確認していきたいとは思つております。6年間で赤字がある、要するに一般会計からの財源補てんですけれども、法定外の繰り入れをしている市町村については6年かけて赤字解消計画に基づいて解消していく。そして全て保険料でまかなっていくという考え方なんですけれども、6年過ぎたときに、まだ解消できない市町村もあるだろうという想定をしております、その場合には個別にその市町村と道が話し合いをしながら、どのようにすれば解消していけるのかという方向性をみつけていくということで説明は受けております。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 実は本当にその辺が本当に今回の部分の一つの大きなポイントになるのかなというふうに思っています。赤字解消計画、これはもう国の方でも繰り入れについては一般会計からの法定外繰り入れについては今すぐやめろとはいっていないんです。そういう指導がおそらく道の方にもいっていますし、道の方は本当はやめてほしいという言い方はしていました。でも国の方が当然、当面はやめろとはいっていないと。期限は設けていないというふうにいっていますので、こういう状況が続くかなと思つていますが、しかしながら、6年間という期限もありますので、その中で本当に赤字解消計画ができるのかどうか。どういう計画を立てようとしているのかがやはり各自治体に問われてくる中身であり、もう一つは被保険者である、いわゆるそういう人たちにかかってくる問題だというふうに、やはり捉えなければいけないのではないかと思います。一番簡単なのは、もしかしたら、そのときだけを考えれば保険料は超えただけ上げていきたいと。6年間かけて健康保険税を上げていきたいんだという計画は簡単にできるかもしれない。けれども、それでもって逆にまた未納だとか滞納だとか、あるいはそのことによって逆に進むことによって、もしかしたら資格証明の問題だとか短期証の問題だとか、さまざまな問題が起き上がってくる可能性はやはり付いて回る、いわゆる悪循環、負のスパイラルみたいな、そういうことにはやはりなりかねないというのが今回のこの国保の都道府県化に向けた論点の一つかなというふうに思つております。もう一つはいわゆる一般会計からの繰り入れも含めた赤字解消計画の問題と、もう一つがですね、ちょっと心配というか、本当これどうなのかなというふうに思つていたのは、本町として今一般会計からの繰り入れをしながらでもやっていますけれども、繰り入れの問題、今言ったように、いろいろなこれから国は認めていますからね、繰り入れをこの30年からの都道府県化を行うことによって、どうしようと考えているのか。これ現実的な問題で、確かに悪循環にもなり得るところもあるんだ

けれども、この辺の選択というのはやはり求められているのではないかなというふうに思いますし、この点も含めて、この次、道からきて、担当者がきてお話しになるということでもありますけれども、この点の構えもしっかりしながら、私たちの町ではやはりこうせざるを得ないと。こうしなければいけないんだという、そういう発信というのもやはり必要にならないのかなというふうにも思いますけれども、その辺の腹構えみたいな、何て言うんですか、考え方というのはいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） あらためてですね、新聞にも紹介されていましたが、今回の国保の都道府県化、市町村も含めて都道府県化の狙いは一体何だったのかと。これは市町村の保険者では運営がままならない、やっていけないという状況の中でパイを大きくして都道府県化にするというのが方針です。私どもも都道府県化について要請活動も続けてまいりましたが、同時に補填をしている総額、国全体で3,200億円を一般会計からわれわれが繰り入れしている部分を国が当然みるべきだという要望も含めて、これやってきたわけです。国はしぶしぶ認めたようでありまして、といえずは3,200億円、そういう点では、将来的に安定的な国保制度を維持しようというところがまず1点の狙いではないのか。そのために北海道の運営方針は将来は全道の保険料を一律にしたいということでもあります。今うちは高い安いとかということではなくて一律にしたいんだと。2点目は保険料が大幅に上昇する市町村に対して激変緩和を目的に6年間の財政支援を行うんだと。これは札幌市は保険料下がるけど、訓子府町は保険料上がるということはこの間答申されたとおりですから、それを6年間、機変緩和措置を伴う、今、工藤議員がおっしゃったように6年たったらどうするのかと。これは切るかどうかということになると当然保険料の平準化とともに保険料の値上げという問題がやはり当然出てくるだろうと。これは推測です。さらにまた各市町村で様式が異なる保険証や保険料の減免などの制度を統一するんだと。こういうところが今回、都道府県化したことによって、北海道の方針として3点を特徴としてあげていると。今、ご指摘のとおり道内の自治体の町村長の中では一番厳しい意見を言っているのは私だというふうに言われていますから、これは今度、7月に先般、坂局長が来て、皆さんと懇談させてもらいましたけれども、あの部分で含めて5%が2%までかなり抑えるということが出てきたのではないかなというふうに思っておりますけれども、あらためて赤字の解消計画とそれから6年後、繰り入れを認めないのかということも含めて、これは要請していかなければならないだろうと。ただ、これは全道一律の統一的な考え方にもっていくということですから、かなりそういう点では町民への負担とか自治体負担の繰り入れ等については、私は出てくるのではないかなというふうに思います。これをどう判断するのかということはこれからの大事な議論になってくるのではないかなと思いますけれども、基本的には今の法定外繰り入れのことについても含めてですね、やはり従来の市町村がやっていた国民健康保険制度と基本的には後退させないという主張をどこまでできるかということを見極めながらですね、やはり要請をしていきたいと考えています。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 時間もありませんので、あと一つ、二つだけ質問というか、まず一つは最後にもう1回町長から見解を聞きたいな思っていますので、その前に7月に来ら

れるということが今わかりましたので、日頃ちょっと、今回のこの激変緩和とか納付金の問題とはちょっと別に今回の国保の都道府県化で出ている、話題になっている、課題になっていることが何かあるということでもちょっと調べたりなんかしたんですが、例えば葬祭費が今、現行、訓子府で今5万円になっていますね、これを3万円に統一したいと、支給を、そういうお話もこの見直しの中で出ています。それから出ているのではないかと思います。それから出産一時金、この取り扱いも、今42万円ですか、これについても検討したいと、していくべきだと、あるいはさらには、これが一番言いたいことなんですが、応益割と応能割とありますよね、均等割、平等割、それと所得割、資産割という本題がありますけれども、どうしても応益割の負担を高めていかなければならないというのが、道のスタンスみたいなんですよ、いわゆる取りやすい方法、徴収しやすいという、そういう部分も含めて、しかし本町の部分でいきますと、応益割でいきますと、1人均等割で2万9千円、平等割で2万9千円、そしてそれに均等割の場合、人数かけていきますから、結構なやはり負担になると。特に低所得の方々に対して、この応益割というのは負担になるという、こういう問題がありますので、それを当初の考え方でいきますと、応益割の方が多くしていきたいという方向だったみたいです。いわゆる5割以上に、だからこれはせめて50、50になるような仕組みというのは、やはり考えるべきではないかということをやったりちょっと訴えて、その確認もしながらですけれども、お願いできないかと。そしてもう一つあえて言うならば、応益割の中の均等割の1人2万9千円の部分は子ども、生まれたばかりの赤ちゃんも含めて2万9千円ですね、少なくとも子どもの分は応益割から外せないのかと。そういう議論も何か求められてこないかなというふうに、ということは、先ほど最初に言った所得構成の中でいくと、どうしても若い子どもを抱えた人たちの中のいわゆる低所得の部分、いわゆる百何万円、200万円ぐらいの人たちというのはいるんですね、そこがやはりいろいろな意味で滞納繰越だとか、いろいろな納めきれないという人たちもいるようなことでもありますので、そういう部分も含めて、さらには、いわゆる少子化という問題、いわゆる子育ての充実という問題も含めて、やはり考えていく必要があるかということをもしのできるのであれば7月のときにお話しぐらいあってもいいかなというふうに思っています。これがちょっとお願いということで答弁は、この部分については時間もありませんので、時間があれば後でということにしたいんですが、最後に町長の方に見解を聞きたいんですが。どうもずっと気になっていたことは、先ほど坂局長さんが来られて2月20日に研修会というか講演会というか説明会がありました。その中で今回のこの国保の問題をやはり考える視点というのをやはりきちんとすべきではないかと思っています。これはやはり何かというと、坂局長はこれは支え合い、分かち合いの制度だと、そして各市町村で割り勘でやるんだという説明でした。果たしてそれで今回、私たちが抱えている国保のいわゆる負担の問題も含めて解決できるのかということをおね、やはりいまこそ真摯になって考えないと、本当の国保の問題って解決できないのではないかと。これをやはりしっかり主張しないといけないのではないかと私は思っています。例えば運営方針の原々案の中で11月に出された原々案の中でも、それは坂局長が自ら説明されていたように、相互扶助の精神とか、いろいろありますけれども、やはり民間の保険ではないわけですし、国民健康保険の精神というのは国保法の第1条でしっかりと位置付けられているものでありますから、そういった部分の精神を向こうに置いて、みんなで支え合

って何とかしようとか、あるいは助け合った単位を大きくしてすれば何とかなるんだという、そういうレベルのものではないというところをやはり今一度訴えていく必要があるのかなど。そして今回のいわゆるこの移行に伴う運営協議会もおそらく何年後にまたやると思うんですよ。これは介護保険と連動してきましたから国保も、おそらく3年ごとに介護と一緒にやるために来年急いでやるわけですから、そういう3年ごとのそういう運営協議会なり見直しのときも含めてね、やはり声を上げていく、主張していくということについて町長の考えを本当にちょっと聞きたいなど。その姿勢も含めて、向き合い方も含めて、最後にそのお答えをいただいて質問を終わりたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 応能、応益については一つの考え方としてとどめておきたいというふうに思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。もう一つは確かに分かち合いの精神だということで坂局長の方から説明がございました。私は根本的に解決しなければならないというのはやはりね、国は何にも言わないんですよこれ、おそらく都道府県化になってもですね、かつての調整交付金のように、国の負担率というのは非常に低くなっている。これもやはり解決してもらえないと根本的な解決にならないのではないのか。すなわち都道府県の負担が増えて道も困るということも含めてですね、やはり国民皆保険を支えている国民健康保険の制度そのものを国と都道府県と市町村がやはり一体的なやはり責任分担なり、ことをやらなければいけないのではないかなという点で私は国の責任というのは絶対あるという感じしています。それが1点目です。

それからもう1点は、私がこれをみていて介護保険の福祉保健課長のときから感じていたわけですが、赤字はいいですよと、3年間、北海道で基金からお金を貸しますと。私が担当していたときの福祉保健課長のときに七百数十万円の赤字が出て、基金を借りた。しかしこの3年後の保険料の見直しのときには、その七百数十万円返してください。だから保険料がぐっと上がる。当時二千数百円だった保険料がもう既に四千何百円になっていますけれども、すなわち赤字ができたら当事者負担なんだよという介護保険の考え方をやはり求めようとしているんだなということは、この制度自体から推測していますけれども、これらについても私が主張できることというのは限定あるかもしれませんが、議員の指摘のことを踏まえてですね、また今度の7月に来るときには訴えていきたいというふうに考えています。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） ぜひ、大変でありましょうけれども、今回この議会始まる前に自分の私用も含めて、町の商工業者の方何人かともちょっとそういう話をする機会があって、やはりこの国保の問題、都道府県化に向けて、やはり心配しているのは、やはり先ほどの振興条例でないけれども、商工業者の方たちが意外と農家の人以上に、農家の人意外と組勘を通して保険料を払うということもあるせいなのか、本当に商工業者の方の特に50代、60代ぐらいの人たちが、本当にこう深刻なんだということを言っていました。今よりも月々1千円でも2千円でも上がることの大変さというのは本当に何とも言えないよと。そして自分もちょっと体の具合を悪くして3割の負担で病院に行っていると。そこら辺も含めると、やはりこの都道府県化というのは今一度町長に頑張ってもらいたい。お前の方で何とか言ってみれやということも含めて、ちょっとなるほどなと思ひまして、私自身も前か

らこの問題については本当にどうも腑に落ちないものが多々ありますので、ぜひそういう先ほど町長が最後に述べられたことをぜひ発言、発信をしていただきながら、何とかいい方向にもっていきけるようお願いをしまして質問を終わりたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ちょっと言い忘れました。私のところにはですね、今、義務教育の子どもの医療費を無料にしているんだと。国保のこれになったらどうなるという、町長これだけは守ってくれということも言われます。何人かの親からも言われています。ですから私は政策としてやるべきことと、制度としてやるべきことはきちんとさせたいと。個々の点も主張していきたいと考えていますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 以上で終わります。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君の質問が終わりました。

ここで午後3時20分まで休憩といたします。

休憩 午後3時 9分

再開 午後3時20分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、9番、河端芳恵君の発言を許します。

河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 9番、河端です。通告書に従いまして一般質問を行います。

高齢者向け住まいの充実の考えについて、町長に伺います。

町長は「すべての人にやさしいまちづくり」を目指して、この10年間さまざまな施策を進めてこられました。

誰もが「住み慣れたこの町で安心して暮らしたい」と願っていますが、やむを得ずこの町を離れざるを得ない人もいます。

年々単身高齢者世帯が増えて、平成29年3月の時点で65歳以上の単身高齢者世帯は365世帯あります。75歳以上の後期高齢者の単身高齢者は男性56名、女性201名おり、一人暮らしに不便と不安を感じている方も増えて、高齢者の集まりなどでは「ケアハウスに入りたい」という声が多く聞かれるようになりました。

1、3年前にも同様な質問をしましたが、そのときは「ケアハウスの建設などの考えはありません」との答弁があったところですが、現在ケアハウスを含めて、今後の高齢者の住まいの充実についてどのように考えていますか。

2、第6次総合計画の前期重点プロジェクトの中で「安心して住み続けられるまち」プロジェクトとして平成29年度、30年度に「高齢者向け住まいの充実に向けた検討」とありますが、具体的にどのように考えていますか。

以上、伺います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「高齢者向け住まいの充実の考え」について、2点のお尋ねがありましたのでお答えします。

1点目の「現在ケアハウスを含めて、今後の高齢者の住まいの充実についてどのように考えるか」とのお尋ねがございました。

ケアハウスの増床につきましては、過去に検討した経緯がありますが、現在建設費に対する補助はないため町単費での建設はできないと判断し、その代替案として特別養護老人ホーム「くんねっぶ静寿園」の10床とショートステイ2床増床の改築をしております。本町には、この「ケアハウスほなみ」、「くんねっぶ静寿園」の他、「グループホームはるる」や障がい者の「グループホームもりの風」があります。

しかし、今年度策定予定の第7次介護保険計画用のアンケート調査では、要介護認定者で在宅サービスを利用されている方への質問で、62.5%の方が「施設への入所・入居は検討していない」、28.1%の方が「施設への入所・入居を検討している」、9.4%の方が「既に施設への入所・入居申し込みをしている」と回答されています。

まだ分析中の調査ではありますが、このことから町としましては、高齢になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを在宅により続けられるよう、各種サービスの充実を図ってまいりたいと考えております。

在宅が可能になるよう住宅改修に係る制度の周知をする他、現在お住いの住宅に住むことができない方については、どのような可能性があるのかを検討し、その内容につきましては、第7次介護保険計画において示していきたいと考えております。

2点目に「第6次総合計画の前期重点プロジェクトの中で『安心して住み続けられるまち』プロジェクトとして『高齢者向け住まいの充実に向けた検討』とありますが、具体的にどのように考えていますか」とのお尋ねがございました。

前段のすべての町民が「安心して住み続けられるまち」は、政策課題の一つとして、政策目標、総合戦略、総合計画などに掲載しているところであります。

本年度は、第1回定例町議会で議決いただいた「民間提案型住宅整備事業」を進めているところであり、多様な住宅需要に対する公的借家の提供に向け、すべての方が入居できる制度を検討しているところであります。

後段の「高齢者向け住まいの充実に向けた検討」では、65歳以上の方の転出が一昨年18人、昨年は20人となり、町の^{いしづえ}礎を築かれた先輩の方々が多岐にわたる事情により住み慣れた地域を後にする姿を見る中、「高齢者向け住まいの充実」も大きな課題の一つと考えているところであります。

高齢者向け住まいの充実の具体的な施策等については、現在検討中にありますが高齢者の方が終末期を住み慣れた地域で送れるように高齢者の居住の安定確保に関する法律も考慮しながら、生活環境整備を進めてまいりますのでご理解を願います。

以上、お尋ねのありました2点について、お答えいたしましたのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 今、お答えがございましたが、私が感じているのと随分意識の差があったように思います。62.5%の方が施設への入所は検討していないということですが、この中にはやはりできるだけ介護支援を受けながら自宅で頑張りたい。ただ、ある程度の限界がきたらお世話になりたいという方も含めてなのかなと思います。私の周りでは、なかなか自炊に身体的機能が落ちて、家族もいないという方でケアハウスに入りたい

という方が相当な数、いらっしやいました。今このお示しいただいた調査結果、アンケート結果と随分、差があるようですが、今ケアハウスほなみ17床ありますが、その中で今、待機希望されている方はどのぐらいいらっしやいますか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） アンケート結果についてでございますけれども、まず今、62.5%の方が入所・入居は検討していないという回答でしたけれども、これについては要介護認定を受けている方で在宅サービスを利用している方、自宅でもう既に介護のサービスを利用している方の回答でございます。ちょっと私もこの結果を見て、ちょっと驚いたところではあったんですけども、このような回答になっております。また75歳以上の方全員と65歳以上75歳未満の方を対象に、65歳以上75歳の半分の方ですね、この方たちにも自立の方ですけども、同様な質問をしております。これではですね、1,180人のうちの895名の方が回答しているんですけども、そのうちの入所などを考えることはないという方が123名、将来に不安を感じたらという方が153名、トイレや入浴が自分でできなくなったらという方が305名とおります。そういったことから将来の不安を感じてケアハウスに入りたい。入る時期が来るのではないだろうかということ想定されている方はいるんだと思うんですけども、実際には、やはり住み慣れた家にならないうたい、自由にしていたたいというのが本音のところなのかなと思って、このアンケート結果をみておりました。あと自炊、そういったことが難しいということが高齢になってくると出てきますので、今、配食サービスについてもちょっといろいろ検討しなければいけない時期になっているかなと思いますので、ちょっとお時間をいただいて、何とかちょっと打開策といいますか、そういったことを検討してまいりたいと今考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

またケアハウスに17床ありますけれども待機者、すいません、待機者なんですけれども、ちょっとどこかに数字があるんですけども、ちょっと今、具体的に数字申し上げることできないんですけども、先月ぐらいに1床、2床空いたんだと思うんですけども、でも実際に待機者の方にお声掛けしても、なかなか入る人が決まらないというような状況があったようです。ちょっと埋まるまでに時間がかかったということで、申し込みはされるんだけど、今まだその時期ではないと考えていらっしやる方が多いようで、なかなか申し込みをしてもすぐに入られる方がいなかったという状況のようでございます。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 第6次総合計画に関するアンケートの中では福祉の行き届いた町にするために重要と感じる積極的に進めてほしいと思うことの中に30%の方が高齢者に対する在宅サービスの充実、約半数の方が高齢者が入所できる施設の充実ということにありましたが、やはりアンケートと実態に大分乖離があるということを今、お話し伺ってわかりました。感じたところでは、それで待機のこともありますし、いろいろななるべく自宅で介護の手を借りながらも自宅で暮らし、いよいよ自分の自立が難しいときということで申し込みはしていても、実際に声が掛かったら、まだ頑張るといふ方が多いのかなと今お話し聞いて伺いましたが、そういう状況を踏まえてケアハウスを増床の必要は感じていないということでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） ケアハウスの必要がないとは思わないんですけれども、実際にケアハウスを建てることになると、補助金というものありませんので、公営で立てる場合にはかなりの持ち出しといたしますか、高額な経費がかかると予想されますので、ちょっと入居料は高くなるかもしれませんが、そういう事業所があればサービス付き高齢者住宅などの誘致だとかも考えたいですし、また軽費で入れる、そういったグループホームじゃないんですけれども、そういったところなども入ってくださる事業所があるかどうかということが大きな問題でもありますので、ちょっと問題としては難しいことでもあるんですけれども、あとは将来的には実践会地区に住んでいらっしゃる、町に遠いと言う方もいらっしゃいますので、そういった方が町の中に例えば公営住宅に入って介護サービスを受けながら住まわれるだとかということも考えなければいけない時期なのかなと思っておりますので、今年、第7期の介護保険計画を策定しますので、これからより密度の高い検討をしていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） やはり町独自で建設して運営するというのは難しいので、もしそういう建てるとしたら、社会福祉法人なり、そういうところに運営お願いしていかなきゃいけないと思っておりますので、なかなか相手もいるし難しいことだと思いますが、今、※PFI、プライベート・ファイナンス・イニシアティブとか、※PPP、パブリック・プライベート・パートナーシップ、何かそういうような事業を利用して民間の力をお借りしながら、そういうことができるのか、その辺のお考えお聞かせください。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいまPFIとかPPPの事業利用というようなお質問ございました。確かに制度的にはPPPでもPFIでもできると思っておりますけれども、あくまで民間が運営をするということでございますので、そういった意味では一定レベルの経済的なバランスというのですかね、ある程度儲かるものでないと民間側が受け手としてはちょっと難しくなってくるかなというところはあると思っておりますけれども、そういう意味では制度的な部分の研究も含めて検討をする必要はあるかなというふうには思っております。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 先ほどの工藤議員の質問の中にもありましたが、町民税非課税世帯、生保世帯、高齢者の貧困対策、低所得者対策というのも高齢者がこの町で住み続けるには大きな課題だと思います。その中で低い使用料で入れる、そういう高齢者向けのそういうものについて何か施策みたいなお考えはありますか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 非課税世帯、貧困世帯ですけれども、そういった対策ということになりますけれども、先ほど工藤議員の質問の中でもそういった質問あったんですけれども、例えば保険税とかであれば、かなりの軽減がそういった世帯にはかかるようになりますし、介護保険につきましても1割負担、そして保険料につきましても1段階から7段階まであって、標準の1段階ですと45%の保険料ということで、かなり低額になっているかと思っております。ただ、その保険料もわずかな年金では難しいという方には、やはり生活保護も含めて、そういう相談にはのっていかねばいけないと思っておりますし、本当

※PFI:民間の資金や経営手法などを活用して公共施設などを整備すること。

※PPP:官と民がパートナーを組んで事業を行う。

に大変な方には、そういう支援を町としてもしていきたいとは思っております。実際に先ほど配食サービスのことも申し上げましたし、社会福祉の方の高齢者向けの在宅サービス、こういったところも充実させながら、できるだけ住み慣れた町に住んでいただけるような検討をしていきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 私も団塊の世代ですので、団塊の世代が75歳以上になる2025年問題を見据えた取り組みを今していかなければいけないのかな、それは高齢者がこの地域でどういうふうにしたら住み続けられるのかなという、身体の弱った場合ケアハウス、それと自宅でいろいろな補助や支援を受けながらいろいろな方策があると思いますが、その中で今、2025年問題に向けて今どのように進めようとしているのか伺います。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 高齢者が弱ったらケアハウスというお話しでしたがけれども、訓子府町のケアハウスにつきましては、介護保険の認定を受けていない方、自立の方が基本となっておりますので、それはご理解いただきたいと思えます。

そして先ほどちょっとお答えできませんでしたケアハウスの待機者ですけれども、現在36名、単身世帯で20名、夫婦世帯が8組となっておりますので16名、今すぐでも入りたいという方は2人のようです。単身の方お二人、将来的にということが18人ということで、何か聞き取り結果があるようでございます。

2025年問題でございますけれども、これにつきましては、今から介護保険の方でも準備を進めている段階ですので、地域ケアシステムですね、これを万全なものに整えていって、そういった2025年に万全な体制で迎えたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 私も前期高齢者なので、私の周りは高齢者ばかりでいろいろなお話しをする機会が多いと段々自分の生活に不安を感じて、まず一番最初にくるのが、食事の支度が大変になった。それでケアハウスに入れたらなという声がたくさんあったものですから、そういう質問をいたしました。実態はやはりちまたで聞く話と実際はかなり乖離があるという、今、思いを新たにしております。その中であれですね、きっとケアハウス空いたからという方もやはりもう少し自分で頑張るとのことだと思います。その中で保険的に申し込みをしている方もいるということで待機者が多いということなのかなと今思いました。私の場合では入りたいけど入れないという話を聞くものですから、総体的な数が足りない、増設が必要なのかなと感じたものですから、そのような問いかけをいたしました。その中でいろいろな施設入所に入る前に今協議体ができる地域で支えるということのサービスと実際に介護予防、生活支援サービスの提供体制の構築に向けての協議体ということですが、その中で協議体で生活コーディネーターや何かが支援をしながら、その中で、この方はもう一人暮らしに困難が少し本当に困難だったらケアハウスではないですけど、その辺のこともこれから出てくるのかなと思えますが、そういう介護者、介護度を上げないで自立した生活を営めるような、この生活支援コーディネーター、これは今年4月で整備ができて来年から配置の予定ということですが、これ具体的にどういうかたちで高齢者の見守りになりますか。その辺具体的な。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 生活支援コーディネーターですけれども、昨日西山議員の質問だったかと思えますけど、平成30年度に配置するというお話させていただきました。この生活支援コーディネーターの方にやっていただく仕事としましては、個別の生活に困難な方を見つけて、何か、あなたはケアハウスに入った方がいいですよとか、そういったことではなくて、あくまでも町内で、例えば協議体の中で話し合われた、例えば除雪について、除雪をどうするかという問題について、例えば業者と何て言うんですかコーディネートをする、話を調整する、そういった例えば買い物難民の方の対策をどうするかといったら、商工会の方と結び合わせる、そういった本当の大きなところでの、個別の対応ではなくて、大きな町全体としての調整を図る仕事をしていただくこととなります。ですので個別のその方に合ったサービスの提案だとかというのは、これまでどおり介護支援員、ケアマネージャー、この方にそれぞれの介護支援1以上の方になればプランを立てていただきまして、この方にはデイサービスが必要だとか、お一人暮らしはもう困難だということで判定されたら、どこかの施設、グループホームも含めて探していただくとか、そういった手順を踏むこととなりますので、生活支援コーディネーターというのは、あくまでも全体のことをコーディネートする方だと思っただけだと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 先ほどデイサービスの中に「もりの風」もデイサービスを受け入れていただけるというお話がありました。この対象者はやはり高齢とか介護、どういふ方が対象になりますか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 「もりの風」の方のデイサービスのお話しというのは出ていなかったかなとは思いますが、「もりの風」自体は介護保険の地域密着型で認定しておりますので、基本、デイサービスに行くことは可能なんですけれども、「もりの風」自体が今障がい者用の施設となっておりますので、障がい者の方と一緒に高齢者の方が交わって参加できるのであれば、それも可能だとは思いますが、今のところは高齢者の方で入りたいとかお勧めしたりということはありません。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） ケアハウスに関しては私が聞いて周りの状況とやはり大分乖離があったようなので、またいろいろお話を聞いて調べていきたいと思えます。

それで安心して住み続けられるプロジェクトの高齢者向け住まいの検討のこの具体的にどういふかたちで検討、この29年、30年度で検討されるということですが、具体的にどういふ構成メンバーでどういふようなかたちでされるのでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま高齢者向けの住まいの充実の検討ということで、3月の定例会の最後の日に総合計画の実施計画書をお配りした中に検討という文字を入れてお知らせをしております。当然、検討ということは検討するというので1回目の答弁というか町長からの答弁でも申し上げましたけれども、現在、高齢者の居住の安定確保に関する法律、これが制定されてございまして、この中ではさまざまな今言われたケアハウスも含めて、公営住宅の部分も含めて、いろいろな部分がございまして、そういった

部分の検討というのは当面はですね、内部で政策的な部分を含めた部分の検討をしたいということで回答しているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 何かちょっといろいろ乖離がありまして、今きちんと進んでいるということですので、これから団塊の世代が75歳になる2025年を見据えた事業展開をよろしくお願ひしたいと思ひます。それで今までの経過を踏まえて、町長一言、安心して住み続けられる、この町で住み続けていくために、今、町長がお感じになっていることがあればお聞かせいただきます。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 先ほど、谷方課長の方からですね、第7期の高齢者、介護認定を受けている方、そうではない方も含めたアンケート結果をお話ししました。それは私もちょっと驚いた感があります。実態と、実感と、と言った方がいいのかな、実感とかなりアンケート結果の乖離というのはやはり感じている。今、担当の方に指示しているのは、この数値が少なくても、この人たちの求めている行間を読み取ってほしいという言い方をしています。それはあらためて総体としての住宅政策をどうあるべきなのかと。それと施設の入所、それから在宅介護はどうあるべきなのかということの、やはり計画をこれから作る段階ですから、今までそれぞれの年代、3年ごとの調査の中でもいろいろな課題が浮き上がってきましたけれども、とりわけやはり在宅介護と施設介護、それから生活のありようを含めてですね、具体的な計画を樹立すべきではないのかということをお話ししていますので、これはもう早急のことだと思っています。高齢者のわれわれ団塊の世代、2025年の世代というのは、もう私なんかでいうと、あと8年ですから、そうすると、暮らしていける総体をどうするかという議論だと私は思ひます。例えば施設でケアハウスの意見が出ました。課長からも答弁していますように、私はケアホームということを行いました。ケアホームはいろいろなお葬式に出ていますけれども、夫婦が終末期のみならず、一定の年代になったときに離れ離れで生活しなければならないというむなしさを私は町長として随分感じてきましたので、何とか、古い言葉ですけれども、添い遂げれることができるシステムが必要なのではないのか。それはケアホームだということで、ちょっと模索したことがございますけれども、残念ながら補助率がほとんどないという、補助制度はないんだと。民間でやったとしても、それはユニット制、個室等も含めてですね、そういったことでなければ町がですね、そういったものを進めるということに対する財政的な壁が非常にありました。それで答弁にも書きましたように、個室化、あるいはショートステイも含めて膨らませていくということの一つやりました。それからもう一つは施設の介護のみならず、これから住宅をどうしていくのかと。いろいろな方法がありますけれども、今住んでいる人がもう住宅手放したい。そして町営団地、公営団地等に公営住宅に住むことができないかという要請もあります。それから所得の問題で今、農家でやっている方が将来もう町へ出たいと。こういった人たちのニーズにどう応えていくのかということも検討しなければならない。そこで私がいったのは、シルバーハウジングの問題です。1階は高齢者が住んで2階は若者が住んで、そして簡易な作業は若者にやってもらおうと。こういう支え合いの住宅構想というのは必要なんですけれども、ケアハウス、シルバーハウジングというのは、ただそれだけのことでは実はございませんでして、全体として24時間の支援体制

がきちんと集会施設も含めて、そこにヘルパーも含めて、24時間支援するものがなければシルバーハウジングというのはできないということでもあります。本当のこと言いますと。ですからこれはちょっと非常にまだハードルが高い。手掛けてきたのが、今やろうとしたのが民間の住宅です。所得制限ない、一人でもいい、で、これが民間の人に建ててもらって8戸の住宅を確保して、とにかく条件がより簡易になってやれることができないかというこの政策が一つです。住宅のことからいうと。それから、住宅バンクをして、売りたい、渡したいという人のために登録をして、そして新たに入る人を募集していくという政策もやりました。これは昨年度から非常に実績が上がってきているという状況があります。さらにまた先ほど川村議員途中でやめちゃったからやめたんだけど、質問ね、困窮者、生活困窮者が入れないのかと。日出の団地があるじゃないかと。補助金だとか起債の返還が終わっているのに入れないというのは何だということだと思っんですね、わかりやすくいうと、これはですね、先ほど山内課長が非常に丁寧な答弁させていただいて、非常に難しいハードルがあります。しかし、これは本当にできないのかということは、これはやはり国土交通省なり北海道に当たってみる可能性は私はあるというふうに、町長としては思っています。それから当たってみると、それから本来の公営住宅、低所得者の階層の方たちのために一般の住宅よりも低廉な住宅費を設定していることとの兼ね合い等含めていくと、あらためてそういう低所得者、困窮世帯といわれている人たちの住宅をこれは皆で必要なのかどうかという議論もやはり必要になってきているのではないかなというふうに思います。

○議長（上原豊茂君） 町長、ちょっとお待ちください。

まだ続くのであれば、ここで時間延長をかけたいと思いますので。

○町長（菊池一春君） 続きます。

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

町長、続きをどうぞ。

○町長（菊池一春君） 今、住宅の問題です。それから、足の確保の問題です。これはタクシーサービスも含めて、余湖議員の方からもまだまだ課題があると。市街地の人たちが市街地の中でもそれは利用できないんだと。こういう政策をどうするかということは今後の課題としてはやはり詰めなければならないということがありますけれども、いずれにしても一定の条件の中で地域の中で足を確保できて、買い物ができる、病院に通えるということが現実のものとして、かなり前へ進めてきたという経緯があります。そしてスーパーの問題、買い物できる問題も、これはいろいろな方の努力の中でシティが出てきた。もちろんそれに伴って商店街の振興のために、先ほど工藤議員から出ていた、今後、小規模企業のそういった振興も必要でしょうと。そして高齢の方が買い物サービスも付けて受けられるような状況をどう進めていくのか等含めていくとですね、やはり高齢者のこれから住み慣れたところというのは行政の一つと。それから今年、山田議員から協議体について

の質問をかなり広範囲いただきました。これはまだまだ産声を上げたばかりですけれども、行政だけではできないことが住民自身がどうやって自分たちの持っているボランティア意識や、やはり支え合いの仕組みを作っていくかということがこれからの課題になってくるだろうと。そこに組織的に関わっていくのが生活コーディネーターだと思いますし、ですからこの総合計画の「ちょっといいね！」がたくさんある10年間というのは、こういった積み重ねと、より細かな、そういう政策を打っていくことがこの10年間求められていることなんではないのかなと思います。河端議員の質問に答えているかどうか、ちょっとまだわかりませんが、いずれにしても住宅問題、足の問題や健康の問題や総体として、ですから3年前の介護保険計画では認知症の制度を設けて、各実践会・町内会で説明会を実施してきました。このことによって、認知症の認識を町民全体のものにしていこうとかということも含めてですね、総体として高齢者の生活を前へいく仕組み、こういったことがより一層緻密なものが求められていくのではないかなというふうに思います。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 高齢化で今75歳以上の単身高齢者が252名いらっしゃる。その方たちがどんどん、お元気なままだといいですけど、少しずつ体力がなくなったりしたとき、そういうこの町で住み続けられる施策として、先ほどはケアハウスということでお話ししましたが、いろいろな施設だけではなくて、体制からこれからの、どこに最終的に「終の棲家」をどこにするか。どこで一生を終えられるか。その辺きちんとこれから考えて、いろいろな施策をしていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） まだちょっと言い足りないこともあるんですけども、今年、去年と町内から出ていった人いますね18名、22名、この数字をどうみるかということだと一つはですね思えます。われわれは生涯にわたってこのまちに住み続ける仕組みというのは絶対必要だと。しかし、孫のところに行く、息子のところに行く、娘のところに行くということも決して否定すべきことではないと思います。ですから厳格にいうと、ここにも病院もないしうんぬんだとかということだけではなくて、そういう住みたくても入れないということの状況をどう作っていくかということはですね、われわれに課せられた本当に大事な課題だというふうに思っていますので、ぜひまたお知恵をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） これで私の一般質問を終わります。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

明日も午前9時30分から一般質問を継続いたしますのでご参集よろしくお願いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時 4分